

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉事業に係る財務事務の
執行及び管理の状況について

平成 26 年 2 月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 尾 町 雅 文

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	1
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第 2	監査対象の概要	3
1	高齢者福祉事業に対する都道府県の役割	3
2	県における高齢者福祉事業の概要	3
3	県の高齢者福祉事業関連決算額の推移と監査対象事業	4
4	補助金交付団体の概要と監査対象	6
第 3	外部監査の結果及び意見	9
1	高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務	12
2	高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該補助金等に係る事務	20
3	高齢者福祉に関する出資団体の事務	40
4	介護給付適正化について	52
5	指導監査等について	58

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 尾町雅文

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県（以下、「県」という。）との包括外部監査契約に基づく監査。

2 選定した特定の事件

高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 特定の事件を選定した理由

県の総人口が減少傾向にある一方、高齢化が急速に進行し、内閣府の公表する「高齢社会白書」によれば、県の高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、平成24年度において27.9パーセントとなっており、全都道府県で、8番目に高い高齢化率となっている。また、平成24年度において全国平均24.1パーセントであった高齢化率は、10年後には30パーセントに迫るものと推計されている。

県では、「希望郷いわて」を実現させるための「県民計画」の中で、「元気な高齢者」の割合を維持し、自立した生活をサポートできる環境整備を第一としながらも、医療、介護、福祉サービスの更なる拡充を基本方針としていることから、今後一層の県財政支出の増加が見込まれる。

よって、高齢者福祉事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と判断し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

平成24年度とするが、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

補助金、委託業務等の執行状況

補助金交付団体の当該補助金に係る事業の執行管理状況

県出資法人における高齢者福祉事業の執行管理状況

介護保険法に基づく監査の実施状況

高齢者福祉施設等運営団体への指導監査の実施状況

(2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては、効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査により行った。

保健福祉部が平成 24 年度に実施した事業について概要ヒアリングを実施したうえで、22 件のサンプルを抽出し、当該事業が適切に実施されているかについて、関連資料の閲覧、分析、担当者への質問等を実施した。

高齢者福祉事業を実施している県出資法人（公益財団法人いきいき岩手支援財団）に対し、実地調査を実施した。

県の補助金交付先団体に対し、当該補助金に係る事業の執行状況を実地調査した。実地調査対象団体は、任意に抽出した以下の 5 団体とした。

- ・盛岡市保健福祉部高齢者支援室（地域包括支援センター）
- ・社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 A 会
- ・社会福祉法人 B 会
- ・社会福祉法人 C 会

6 外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 5 日から平成 26 年 2 月 14 日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	木	村	大	輔
公認会計士	宗	和	暢	之
公認会計士	田	高	禎	治
公認会計士	木	村	雅	弘
公認会計士	清	水	真	弘
公認会計士	柏	木	一	男
公認会計士試験合格者	佐	藤	智	之

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 高齢者福祉事業に対する都道府県の役割

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務を処理することが求められている。高齢者福祉事業においても、主要事業である介護保険事業は介護保険法に基づき、都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助を行わなければならないこととされている。

市町村は、介護保険法の保険者(保険サービスの提供者)であるが、市町村が保険者となると、財政単位が小規模なため財政が不安定になる、要介護認定、保険料徴収、財政運営などの事務処理が困難である、市町村間の保険料水準の格差が大きくなる、などのデメリットが指摘されている。

そのため、都道府県は市町村を支えるための様々な事業を実施している。具体的には、各市町村の事務軽減や財政安定化のために複数の市町村が協力することに対する援助、事業者や施設の指定・許可・指導・監督、財政安定化基金の設置・運営などである。そのほかにも、介護サービス情報の公表や、介護支援専門員の登録業務等高齢者福祉に関する事業を展開している。

これらの事業を計画的に実施するために、都道府県は、3年ごとに、「介護保険事業支援計画」(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画となっている)を作成することとされている。

2 県における高齢者福祉事業の概要

県では、「いわていきいきプラン2014」(計画期間：平成24年度～平成26年度の3ヵ年)において県の高齢者福祉事業に対する取組をまとめている。「いわていきいきプラン」は、「県高齢者福祉計画」及び「県介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定した高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針としての性格を有するものである。

「いわていきいきプラン2014」より抜粋

1 施策推進の基本方針

平成37年には県民の3人に1人が高齢者となると見込まれる本県においては、豊かさやゆとりを実感できる魅力ある地域社会を持続的に築いていくため、高齢者には、長年の経験と優れた知識・技能を生かし、地域社会の重要な構成員として主体的に活動するとともに、魅力ある地域社会を次の世代に引き継ぐことができるよう、一層積極的に行動することが求められています。

このため、高齢者が能力と創造性を発揮し、健康で安心して心豊かに暮らし、生き生きとして社会参加できる環境づくりを進めるとともに、たとえ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ安心して自立した日常生活を送ることができるよう高齢者を地域全体で支える体制の構築を目指します。

施策の展開に当たっては、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図

りつつ、包括的に推進するとともに、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

2 重点施策

- (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
- (2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築
- (3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進
- (4) 認知症高齢者への支援
- (5) 介護を要する高齢者等への支援
- (6) 良質な介護サービスの確保と向上
- (7) 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援

3 県の高齢者福祉事業関連決算額の推移と監査対象事業

(1) 高齢者福祉事業関連決算額の推移と監査対象節区分

県における平成 23 年度～24 年度の高齢者福祉事業（老人福祉費）の決算額は以下の通りである。

県の高齢者福祉費（老人福祉費）は主として保健福祉部長寿社会課による事務執行の結果である。

なお、監査対象事業を選定するに当たり、委託料、負担金、補助及び交付金、償還金、利子及び割引料、積立金への支出に着目して選定している（監査対象とした節区分は、「監査対象」欄に を付している。）。

単位：千円

節区分	平成 23 年度	平成 24 年度	監査対象
1 報酬	4,656	3,109	
4 共済費	2,513	2,403	
7 賃金	12,079	12,918	
8 報償費	4,847	3,527	
9 旅費	5,364	4,198	
11 需用費	6,169	6,018	
12 役務費	6,030	3,017	
13 委託料	174,097	337,955	
14 使用料及び賃借料	1,531	669	
15 工事請負費	-	2,247	
18 備品購入費	-	1,928	
19 負担金、補助及び交付金	34,624,798	36,304,628	
21 貸付金	71,174	-	
23 償還金、利子及び割引料	-	955,538	
25 積立金	7,332,627	1,768,849	

(2) 監査対象事業の一覧

負担金、補助及び交付金(以下、「補助金等」という。)

所管課	事業名	交付先	決算額(千円)
長寿社会課	高齢者社会活動推進事業費	財団法人岩手県老人クラブ連 合会	4,768
長寿社会課	明るい長寿社会づくり推進事業 費	公益財団法人いきいき岩手支 援財団	14,750
長寿社会課	介護保険サービス利用者負担助 成事業費補助	県内各市町村	24,062
長寿社会課	介護給付費等負担金	県内各市町村	15,312,347
長寿社会課	介護認定調査員等研修事業費	公益財団法人いきいき岩手支 援財団	11,734
長寿社会課	介護保険制度施行事業費	岩手県国民健康保険団体連合 会	11,531
長寿社会課	介護保険財政安定化基金活用 事業費	県内各市町村	1,911,075
長寿社会課	地域支援事業交付金	県内各市町村	332,769
長寿社会課	特別養護老人ホーム等施設整 備補助	任意の法人	1,295,000
長寿社会課	介護サービス施設等整備臨時特 例事業費	任意の法人	127,750
保健福祉企 画室	老人福祉施設等自家発電設備 整備費補助	任意の法人	5,086
保健福祉企 画室	社会福祉士及び介護福祉士修 学資金貸付事業費補助	社会福祉法人岩手県社会福祉 協議会	21,600

委託料

所管課	事業名	交付先	決算額(千円)
長寿社会課	介護雇用プログラム推進事業費	株式会社 福伸 特定非営利活動法人人生いき いきクラブいわて 社団医療法人智徳会	57,752
長寿社会課	介護職員等医療的ケア研修事 業費(一般)	社会福祉法人岩手県社会福祉 協議会	28,912
長寿社会課	高齢者総合支援センター運営事 業費	公益財団法人いきいき岩手支 援財団	45,906
長寿社会課	介護保険サービス情報公表制度 施行事業費	公益財団法人いきいき岩手支 援財団 特定非営利活動法人人生いき	23,841

所管課	事業名	交付先	決算額(千円)
		いきクラブいわて	
長寿社会課	認知症対策等総合支援事業費	学校法人岩手医科大学 公益財団法人いきいき岩手支 援財団	13,831
保健福祉企 画室	福祉・介護人材マッチング支援 事業費	社会福祉法人岩手県社会福祉 協議会	35,087

積立金

所管課	事業名	決算額(千円)
長寿社会課	介護保険財政安定化基金積立金	31,201
長寿社会課	介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金積立金	174,460
長寿社会課	介護サービス施設整備等臨時特例基金積立金	1,187,291

償還金、利子及び割引料

所管課	事業名	決算額(千円)
長寿社会課	介護保険財政安定化基金活用事業費	955,538

4 補助金交付団体の概要と監査対象

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、介護保険法第115条の46に基づき、平成18年に新設された。

センターは市町村が設置できることとされており、包括的支援事業の実施を社会福祉法人や医療法人等の外部団体に委託することができることとされている（介護保険法第115条の47）。

県内には、センターが51施設設けられており、各市町村の高齢者支援サービスの提供拠点として機能している。センターの運営財源として、県は介護保険法第123条に基づき各保険者に地域支援事業交付金を交付している（平成24年度歳出額332百万円）。

県内各市町村の運営する地域包括支援センターの設置数は以下のとおりである。

市町村名	施設数	市町村名	施設数	市町村名	施設数	市町村名	施設数
盛岡市	7	宮古市	1	大船渡市	1	奥州市	1
花巻市	5	北上市	4	遠野市	1	陸前高田市	1
釜石市	1	八幡平市	1	一関市	6	久慈市	1
二戸市	1	雫石町	1	紫波町	1	矢巾町	1
西和賀町	1	金ヶ崎町	1	住田町	1	大槌町	1
山田町	1	岩泉町	1	葛巻町	1	岩手町	1
平泉町	1	洋野町	1	軽米町	1	一戸町	1

市町村名	施設数	市町村名	施設数	市町村名	施設数	市町村名	施設数
滝沢市	1	田野畑村	1	野田村	1	普代村	1
九戸村	1						

包括外部監査人は、51 施設のうち、7 施設を運営する盛岡市に対する補助金の交付事務、補助金交付先である盛岡市での事務の執行について監査の対象とした。盛岡市では、7つのセンターの運営を全て外部に委託しているため、主として当該委託契約事務の執行状況について監査を実施したが、指摘事項あるいは意見として検出された事項はなかった。

なお、盛岡市の運営する地域包括支援センターと運営委託先名は以下のとおりである。

名称	委託先名
盛岡駅西口地域包括支援センター	社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会
浅岸和敬荘地域包括支援センター	社会福祉法人 岩手和敬会
五月園地域包括支援センター	社会福祉法人 盛岡山王会
青山和敬荘地域包括支援センター	社会福祉法人 岩手和敬会
イーハトーブ地域包括支援センター	医療法人 謙和会
地域包括支援センター川久保	盛岡医療生活協同組合
玉山地域包括支援センター	医療法人 日進堂

(2) 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

全国的な組織である、社会福祉法人全国社会福祉協議会を筆頭に、都道府県、市区町村単位で社会福祉協議会が組成されている。

都道府県社会福祉協議会では、高齢者福祉のみならず、障がい者福祉、児童福祉、生活福祉等広く福祉事業全般について、市区町村社会福祉協議会と連携して実施している。また、福祉サービスに関する相談を受け付け、中立の立場から助言、あっせんなどを行うことによって問題の解決を図るために「運営適正化委員会」を設置し、サービス事業者の適正な事業運営と、サービス利用者の支援に向けた取組を進めている。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）では、上記に基づき、また、東日本大震災津波の被災地の社会福祉協議会として、以下の事業を実施している。いずれの事業も、福祉事業（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活福祉等）の観点から実施されている事業である。

「平成 24 年度 県社協 事業報告書・収支決算書」より抜粋

- | |
|----------------------|
| 1 東日本大震災からの復興支援 |
| 2 岩手県民の生活を支える地域福祉の推進 |
| 3 福祉サービス利用者への支援 |

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">4 市町村社会福祉協議会活動への支援5 社会福祉事業者への支援6 福祉人材の育成・支援7 地域福祉を実現するための活動基盤の強化8 大規模災害時における広域支援ネットワークの構築 |
|---|

包括外部監査人は、様々な事業を実施する県社協の事業の中で、県の補助を財源に行っている、「社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助」の事務執行について監査の対象とした。また、補助金を適切に運用できる事務体制にあること、すなわち社会福祉法や社会福祉法人会計基準、定款及び規則の遵守状況についても監査の対象とした。

監査対象団体の概要、監査の実施結果については、P20～30を参照されたい。

(3) 社会福祉法人(高齢福祉施設運営団体)

社会福祉法人は、高齢者福祉施設に限らず、児童福祉施設、障がい者福祉施設を運営する団体である。監査対象は、県内で高齢者福祉施設を運営する団体のうち、県の補助金が交付されている以下の3団体とした。

- 社会福祉法人A会
- 社会福祉法人B会
- 社会福祉法人C会

いずれの社会福祉法人についても、県からの補助金を財源に実施している事業を監査対象としたほか、補助金を適切に運用できる事務体制にあること、すなわち社会福祉法や社会福祉法人会計基準、定款及び規則の遵守状況についても監査の対象とした。

監査対象団体の概要、監査の実施結果については、P31～51を参照されたい。

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

今回の監査の結果検出された「指摘」及び「意見」は下表の通りである。監査結果の詳細については、P12 ページ以降を参照されたい。

1 指摘事項

項目	No	内容	掲載ページ
1 高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務	1	(2) 補助金（個別事業に関する事項） 明るい長寿社会づくり推進事業費 「事業費の積算根拠」	P 15
2 高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該補助金等に係る事務	2	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 (2) 補助金等に係る事務 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助 「生活費加算の根拠書類の整備」	P 24
3 高齢者福祉に関する出資団体の事務	3	公益財団法人いきいき岩手支援財団 (2) 全般的事項 健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業全般 「助成金交付条件の順守」	P 45
	4	(4) 会計処理・開示、決算体制等に関する事項 会計処理の不備 「賞与引当金未計上」	P 48
	5	決算書類の開示の不備 「補助金の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記	P 50
	6	「附属明細書未作成」	P 50

2 意見

項目	No	内容	掲載ページ
1 高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務	1	(1) 補助金（全般的事項） 「補助金交付契約書の必要性」	P 12
	2	(2) 補助金（個別事業に関する事項） 特別養護老人ホーム施設整備費補助事業 「補助金額の算定根拠」	P 14
	3	介護保険制度施行事業費 「成果物の有効活用」	P 17
	4	(3) 委託料 介護雇用プログラム推進事業費 「委託期間中の雇用者の退職」	P 19
2 高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該補助金等に係る事務	5	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 (2) 補助金等に係る事務 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助 「貸付金台帳の保存」	P 24
	6	(3) 全般的事項(県の指導監査等において留意すべき事項) 退会給付積立預金について 「運用資産」	P 28
	7	「新会計基準への移行」	P 30
	8	社会福祉法人 A 会 (2) 全般的事項(県の指導監査時等において留意すべき事項) 「固定資産の取得価額及び評価」	P 32
	9	「リース会計」	P 33
	10	(3) 財務諸表の記載不備(県の指導監査時等において留意すべき事項) 「会計単位の明確な区分」	P 34
	11	「勘定科目の適切な表示」	P 34
	12	「借入利率を考慮した資金繰り」	P 35
	13	社会福祉法人 B 会 (2) 全般的事項(県の指導監査時等において留意すべき事項) 「遊休土地の有効活用」	P 36
	14	(3) 財務諸表の記載不備(県の指導監査時等において留意すべき事項) 「修繕積立預金（資産）と修繕積立金（純資	P 36

項目	No	内容	掲載ページ
		産)の不一致」	
	15	「仮払金と借入金」	P 38
	16	「賞与引当金未計上」	P 38
3 高齢者福祉に関する出資団体の事務	17	公益財団法人いきいき岩手支援財団 (2) 全般的事項 中長期的視点からの事業検討の必要性について	P 43
	18	投資意思決定の判断基準のルール化について	P 44
	19	健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業全般について 「出納帳の添付」	P 45
	20	(3) 個別助成事業 介護支援専門員資質向上事業 「成果物の有効活用」	P 46
	21	「成果物の印刷部数」	P 46
	22	岩手県における小規模多機能型居宅介護に係るネットワーク化等の支援に関する事業 「事業費のチェック方法」	P 47
	23	「事業費のチェック方法」	P 47
	24	(4) 会計処理・開示、決算体制等に関する事項 決算書類の開示の不備 「岩手県との取引について(「関連当事者取引」の注記)」	P 48
	25	決算体制の整備 「決算体制の整備」	P 51
4 介護給付適正化について	26	(4) 現状の問題点 「介護給付適正化事業の実施状況」	P 56
	27	「国保連の介護給付適正化システムの活用」	P 56
5 指導監査等について	28	(2) 現状の問題点 「監査体制の一層の整備」	P 61

1 高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務

(1) 補助金(全般的事項)

補助金交付手続の概要

補助金の定義は法令上必ずしも明確ではなく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)でも明確に定義付けられているわけではない。適正化法第2条では、「補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と定義され、地方公共団体については地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、これを根拠として、事業や研究開発等、公益上必要があると認めた場合に交付される。

県では、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関し必要な事項を、適正化法の規定に準じた「岩手県補助金交付規則」(以下、「規則」という。)に定めている。

岩手県補助金交付規則(抜粋)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が定めるところにより、補助事業の目的、内容及び補助事業に要する経費等を記載した申請書に知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び前条第2項の規定により条件を附した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、知事が定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金請求書に知事が定める書類を添えて、提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付する。

補助金交付契約書の必要性(意見1)

県は、補助金の交付決定後に、申請者との間で補助金交付契約を締結し、補助金交付契約書を取り交わしている。規則第7条によれば、補助金の交付決定事務に関しては、その決定内容と条件を申請者に通知することとされており、補助金交付契約書の締結までは求められていない。

この点、県の説明によれば、補助金交付契約書の取り交わしに関しては、過去の慣例で作成しているものであり、必ずしも明確な根拠に基づき作成しているものではないとのことであっ

た。一方で、作成された補助金交付契約書には、県が必要と判断した、補助金に関する附帯条件が網羅的に記載されており、補助金額と附帯条件について、双方確認のうえ合意したことが明確になるため、不測の事態が生じた場合への対応や補助事業者の責任を明らかにするためにも公文書を双方保有することの意義があるため作成しているとのことであった。

県の主張には、一定の合理性があり、当該契約書を作成する意義は、監査人も理解できる。しかしながら、本来の事務手続としては、申請者に対する通知のみで足り、規則上は、契約書の取り交わしまでは求められていない。また、補助金交付契約書に記載された補助金の附帯条件については、補助事業者が閲覧できる補助金交付要領にすべて定められていることに鑑み、事務処理の効率化・省力化の観点から、補助金交付契約書の取り交わしの必要性をあらためて検討する余地があると考ええる。

解決の方向性

補助金交付契約書を取り交わすことの必要性を再検討する。

(2) 補助金(個別事業に関する事項)

特別養護老人ホーム等施設整備補助

事業の概要

補助先団体等名	老人福祉施設運営事業者 (8 団体)	補助額(千円)	1,295,000																					
事業主体	県(単独)事業																							
事業概要	<p>特別養護老人ホーム等の施設整備を支援することにより、入所待機者の解消を図るなど、老人福祉の増進に資することを目的に、当該事業者である社会福祉法人、医療法人等が行う施設整備に要する経費に対し補助を行うものである。補助条件等の概要は以下の通りである。</p> <p>1. 対象事業</p> <p>以下の施設の整備費(創設、増築、改築、改修)である。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>(2) 養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>(3) 特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス</p> <p>(4) 老人保健施設</p> <p>(5) 訪問看護ステーション</p> <p>2. 補助金算定基準</p> <p>算定基礎</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>A 配分基礎額</th> <th>B 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>3,500 千円</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>3,500 千円</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>老人ショートステイ用居室</td> <td>1,750 千円</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>3,500 千円</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設</td> <td>43,750 千円</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション</td> <td>4,000 千円</td> <td>施設数</td> </tr> </tbody> </table>			施設種別	A 配分基礎額	B 単位	特別養護老人ホーム	3,500 千円	定員数	養護老人ホーム	3,500 千円	定員数	老人ショートステイ用居室	1,750 千円	定員数	ケアハウス	3,500 千円	定員数	老人保健施設	43,750 千円	施設数	訪問看護ステーション	4,000 千円	施設数
施設種別	A 配分基礎額	B 単位																						
特別養護老人ホーム	3,500 千円	定員数																						
養護老人ホーム	3,500 千円	定員数																						
老人ショートステイ用居室	1,750 千円	定員数																						
ケアハウス	3,500 千円	定員数																						
老人保健施設	43,750 千円	施設数																						
訪問看護ステーション	4,000 千円	施設数																						

調整率				
施設種別	創設	増築	改築	改修
特別養護老人ホーム	1.00	1.00	1.20	0.50 ~ 0.25
養護老人ホーム	1.10	1.10	1.25	-
老人ショートステイ用 居室	1.00 ~ 1.10	1.00 ~ 1.10	1.00 ~ 1.10	-
ケアハウス	1.00	-	-	-

補助金算定基準	
施設種別	補助金額
老人保健施設、訪問看護 ステーション以外	施設種別ごとに、上記 表の A 配分基礎 額 × B 単位 × の調整率
老人保健施設、訪問看護 ステーション	施設種別ごとに、上記 表の A 配分基礎 額 × B 単位

現状の問題点

補助金額の算定根拠（意見 2）

上記補助金算定基準に記載の通り、補助金額は、各施設の種類に応じた補助基礎額や整備の種類に応じた係数、施設の規模を勘案して決定されている。当該事業は、平成 12 年の介護保険制度創設以降、国庫事業として実施されていたが、平成 17 年度以降、県の単独事業として継続しているものである。補助金額算定方法も、国庫事業であったときの算定方法を踏襲している。しかしながら、今後高齢化が進み、限りある予算の中で、財務基盤の強い団体も弱い団体も、同規模同程度の施設整備を実施する場合は、一律同額の補助金額となる現行の補助金額の算定基準に疑問がある。

県の説明によれば、現時点では、施設への入所待機者数に比べ、必ずしも十分な施設が確保されているとはいえないものの、今後、県としては、できる限り要介護者数の抑制に努めるとともに、居宅サービスの充実により入所待機者が減少する施策を実施することとしているため、将来に向けて、青天井で当該補助金額が増加する見込みではないとの事であった。

一方で、老人福祉施設の更なる充実を目指すために、当該補助事業が国の事業から県の単独事業に変わった平成 17 年度以降も当該事業を継続して実施している。また、平成 12 年の介護保険制度創設時から運営している老人福祉施設については、10 数年が経過しており、改修、改築や定員増加のための増築にも相当程度の費用負担を要することは明らかである。新規創設や増床等の施設規模拡大のためにかかる経費は、直接的に定員の増加につながり、入所待機者の減少につながる一方で、改築は、施設の存続を長らえさせることで、入所待機者の増加に歯止めをかけているといえる。いずれの施設整備も必要不可欠な事業であり、県としても当該補助事業は必要不可欠であることに変わりはない。

当該補助金はあくまでも施設整備事業に対する補助であることから、公平性の観点からは、施設の整備というプロジェクトのみに着目して補助金額を決定する現行の決定方法が不合理と

いうわけではない。しかしながら、補助金は、限りある予算の範囲内でしか給付することができない。この観点からは、公平な補助の視点に加え、如何に効率的・効果的に補助を実施すべきかという視点も重視すべきではないかと考える。老人福祉施設等事業者の裾野を広げ、より効率的・効果的な補助をするためにも、補助対象団体の安定した経営基盤に基づく財務体質の安全度（流動比率）や収益力（自己資本利益率や自己資本比率）等についても補助金算定上の考慮要件とする必要があると考える。

また、財務体質が補助金算定の考慮要件になった場合は、財務体質を歪曲化するインセンティブが働くが、地域福祉課が実施している法人監査の強化のほか、外部監査をより強く推奨するなど合わせて検討すべきと考える。

解決の方向性

国は、社会福祉法人の内部留保に係る取扱い方針を検討中であるが、今のところ、内部留保額は低所得者対策等の公益事業を積極的に実施することにより地域に還元するべきとの考えが示されているのみであり、内部留保の評価や社会福祉法上の取扱い等については必ずしも明らかとはなっていない。しかしながら、今後内部留保の評価に対する考え方が明らかになり、社会福祉法人の自己資本や利益、内部留保に関する評価が可能になった時点で、必要に応じて当該事業の補助金算定方法を見直すことができるよう、今後の国の検討動向を注視する必要がある。

明るい長寿社会づくり推進事業費

事業の概要

補助先団体等名	公益財団法人いきいき岩手支援財団	補助額（千円）	14,750
事業主体	県事業		
事業概要	<p>高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域貢献活動等を推進するための組織づくり事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的としている。具体的には以下の事業を実施している。</p> <p>岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業 県内で開催される高齢者対象の競技大会、いきいきシルバースポーツ大会や文化フェアの実施 全国健康福祉祭参加推進事業 ねんりんピックに参加する本県選手団の選手選考及び派遣</p>		

現状の問題点

事業費の積算根拠（指摘1）

事業計画書の収支内訳によれば、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下、「財団」という。）の役員（1名）の人件費全額を含めた事業費に対し補助する積算方法となっており、補助金額の積算方法として適切か疑問である。

事業費の内訳は以下の通りである。

事業費の区分	支出内容等	支出金額 (千円)
(1)組織づくり事業費		
岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業	主として委託料(選手団の旅費等)	5,742
全国健康福祉祭参加推進事業	主として委託料(選手団の旅費等)	3,962
(2)職員人件費	全額役員(1名)の人件費	5,072
(3)管理費	主として財団職員給料等	4,654
合計		19,431

(注) 支出総額 19,431 千円と県の補助金額 14,750 千円との差額は、財団の自主財源等によりまかなわれている。

この点、県の説明によれば、「明るい長寿社会づくり推進事業費」は、当該事業を構成する「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業」及び「全国健康福祉祭参加推進事業」については昭和 63 年度から実施しているが、平成 11 年度までは補助事業として、平成 12 年度及び平成 13 年度は委託事業として実施されたと思われるものの事業費の積算等詳細は文書保存年限経過による廃棄により確認できないとしており、現行の方法は平成 14 年度から、明るい長寿社会づくり推進事業補助金交付要領(平成 14 年 4 月 22 日施行)に基づき、補助金として交付しているとのことである。

しかしながら、当該役員が、本事業のみに携わっているのではなく、団体の役員として、団体の業務全般に従事していることは明らかであり、本事業の補助金をもって役員の人件費に充当するとしていることは、あくまでも事業にかかる経費を補助するという当該補助金の趣旨に照らして、事業費の積算方法が不合理であり、見直すべきである。

解決の方向性

現行の積算方法から、本来の事業に係る経費のみを積算し、補助する方法にあらためる。

介護保険制度施行事業費

事業の概要

補助対象事業者	岩手県国民健康保険団体 連合会(以下、「国保連」 という。)	補助金額(千円)	11,531
事業主体	国庫(一部県単)事業		
事業概要	<p>1. 事業目的</p> <p>介護サービスを利用する中で生ずる様々な相談・苦情に適切に対応することを目的として、国保連が行う相談・苦情解決業務の体制整備に必要な経費を補助することにより、指定事業者に対する迅速かつ効果的な指導を図るとともに、適切な介護保険サービスの提供を確保し、もって介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。</p>		

	<p>2. 事業概要</p> <p>国保連が行う次に掲げる相談・苦情解決業務に要する経費について、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(1) 相談・苦情処理担当職員(事務局)の配置</p> <p>(2) 顧問弁護士、介護サービス苦情処理委員の配置</p> <p>(3) 調査員の配置</p> <p>(4) 介護サービス苦情処理委員打合せ(委員会)の開催</p> <p>(5) 相談・苦情処理担当職員の研修</p> <p>(6) 県及び市町村等との情報交換</p> <p>(7) 相談・苦情事例集等の作成</p> <p>(8) 相談・苦情解決業務のための環境整備</p> <p>(9) その他、相談・苦情解決業務に関する事業</p> <p>(出所：相談・苦情解決業務体制整備事業実施要領)</p>
--	--

現状の問題点

成果物の有効活用(意見3)

国保連では、当該事業を実施した結果を、「平成23年度 介護保険相談・苦情業務実績及び相談・苦情受付事例(岩手県国民健康保険団体連合会)」という冊子に取りまとめている。

本冊子は、市町村及び包括支援センターに400部配布されているとのことであるが、事業者及び利用者の目に触れる機会の確保が十分か疑問である。

「平成23年度 介護保険相談・苦情業務実績及び相談・苦情受付事例(岩手県国民健康保険団体連合会)」には、相談・苦情とその対応結果が詳細に記載されており、有用な内容となっている。資源の有効活用という点から、可能な限り事業者や利用者の目に触れるような配布・設置の具体的な方法を検討することが必要と考える。

解決の方向性

成果物が有効に活用されるよう補助事業者に対して検討を要請する。

(3)委託料

介護雇用プログラム推進事業費

事業の概要

受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社福伸 ・特定非営利活動法人 人生いきいきクラブいわて ・社団医療法人智徳会 	補助金額(千円)	57,752
事業主体	県(単独事業)		
事業概要	<p>1. 事業目的</p> <p>介護従事者としての就労を目指す離職失業者を有期雇用契約労働者として新たに雇用し、介護施設等で介護業務に従事させると</p>		

ともに、介護資格取得のための養成講座を受講させることにより、介護現場における緊急の雇用の拡大と人材確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

2. 事業概要

介護事業者等が介護雇用プログラム推進事業計画に基づき、介護福祉士の資格取得を目指す離職失業者等を労働者として雇い入れ、介護施設等で介護業務に従事させるとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させる。また、介護事業者等は、労働者に対し、雇い入れ期間中の賃金を支払う。

委託料の内訳は以下のとおりであり、一人当たりの委託料の上限（消費税及び特別地方消費税を含む。）は表のとおりである。

- ・賃金及び社会保険料等の人件費
- ・養成講座費用（入学金、授業料、施設維持費等）
- ・その他諸経費（指導費、通信連絡費等）

平成 23 年 4 月入学者分

年度	種別	上限額	内容
平成 22 年度	受講費	200,000 円	入学金、検定料
	計	200,000 円	
平成 23 年度	人件費	2,748,000 円	賃金、諸手当等
	（遠隔地加算）	(216,000 円)	交通費、住宅手当等
	受講費	950,000 円	授業料、実習費等
	諸経費	324,000 円	指導費等
	計	4,022,000 円 (4,238,000 円)	(遠隔地加算がある場合)
平成 24 年度	人件費	2,748,000 円	賃金、諸手当等
	（遠隔地加算）	(216,000 円)	交通費、住宅手当等
	受講費	910,000 円	授業料、実習費等
	諸経費	324,000 円	指導費等
	計	3,982,000 円 (4,198,000 円)	(遠隔地加算がある場合)

出所：岩手県介護雇用プログラム推進事業に係る運用方針（平成 23 年度契約時のもの）

（介護福祉士コース：平成 23 年 4 月入学者分）

現状の問題点

委託期間中の雇用者の退職（意見4）

「平成 24 年度岩手県介護雇用プログラム委託契約書（介護福祉士コース）」によると、委託期間は契約締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとなっている。ところが、受託事業者が雇用した 2 名は、専門学校の卒業式（平成 25 年 3 月 8 日）の翌週（平成 25 年 3 月 14 日、15 日）にいずれも退職している。委託契約期間中に退職した場合には、事業を完了したものと認められるのか疑問である。

「介護現場における緊急の雇用の拡大と人材確保及び資質の向上を図る」ことを事業目的としている以上、事業者・雇用者には県の事業であることを説明し啓蒙することで、事業目的とは相反する自己都合による退職を思い留まらせるような指導があってしかるべきである。

また、社会福祉士及び介護福祉士を志す介護福祉士等養成施設在学者に対して、修学資金を貸付ける県の事業があるが、そこには、「県内において、介護または相談援助の業務に 5 年間従事（過疎地域に従事した場合は、3 年）した場合には、貸付金を免除する」という制度がある。そのように、その後一定期間県内事業所にて就労した場合の恩典等を設けることにより、資格取得者の県内事業所への継続就労を促すことで、事業目的も達成されるものと考ええる。

解決の方向性

契約時及び雇用時に、事業者及び雇用者に対して事業目的や財源等の指導を行い、自覚と責任感を持って事業にあたるように指導する。

2 高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該補助金等に係る事務

・社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

(1) 交付先団体の概要(平成 24 年度)

団体名	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 (以下、「県社協」という。)
代表者名	会長 桑島 博
主たる事務所	岩手県盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3
認可年月日	昭和 30 年 8 月 10 日 (設立登記年月日 昭和 30 年 9 月 17 日)
設立根拠法	<p>社会福祉法</p> <p>第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 <p>(2 ~ 4 略)</p> <p>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の本数の五分の一を超えてはならない。</p> <p>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

	<p>二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言</p> <p>四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。</p>
目的(定款記載)	<p>岩手県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図る。</p>
実施事業(定款記載)	<p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業</p> <p>(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</p> <p>(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言</p> <p>(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</p> <p>(9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(10) 共同募金事業への協力</p> <p>(11) 岩手県福祉人材センター業務の実施</p> <p>(12) 日常生活自立支援事業</p> <p>(13) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(14) ボランティア活動の振興</p> <p>(15) 社会福祉事業従事者の福祉増進に関する事業</p> <p>(16) 福祉サービス第三者評価事業</p> <p>(17) 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関事業</p> <p>(18) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(19) ふれあいランド岩手の管理運営</p>
資産の状況	<p>(1) 基本財産(定期預金 5,000 千円、山林 410 千円)</p> <p>(2) 純資産 9,743,082 千円(うち生活福祉資金貸付原資 8,215,678 千円)</p>

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
【資産の部】			
流動資産	3,151	4,018	867
固定資産	15,570	16,472	902

	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
基本財産	5	5	0
その他の固定資産	15,565	16,467	902
資産合計	18,721	20,490	1,769
【負債の部】			
流動負債	160	162	2
固定負債	10,102	10,584	482
負債合計	10,262	10,746	484
【純資産の部】			
純資産合計	8,459	9,743	1,284
負債及び純資産合計	18,721	20,490	1,769

収支計算書

法人の収支計算の推移は以下の通りである。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
事業収入	3,568	3,310	258
事業外収入	2,028	1,630	398
収入計	5,596	4,940	656
事業費	2,038	2,113	75
管理費	1,096	1,403	307
事業外支出	1,914	1,463	451
支出計	5,047	4,980	67
当期収支差額	549	40	589

(2)補助金等に係る事務

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助

事業の概要

補助額	県からの補助金受入額の推移と年度毎の補助内容		
	単位：千円		
	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	247,200	506,000	21,600
	制度開始当初の補助	震災特例事業への補助	生活費加算制度創設に伴う補助
事業概要	<p>県の補助金を財源として、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、修学支援を行うことで、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としている。</p> <p>事業実施の経緯</p>		

(1) 国庫補助事業として実施されており、本県においては平成 21 年度の貸付分より岩手県社会福祉協議会が実施主体となり運営されている。

(2) 平成 21～23 年度の貸付対象者は、県内に住民登録があり県内の養成施設に在学する者のうち、優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に必要性が認められる学生とされてきた。

(3) 平成 24 年度から、被災地（岩手・宮城・福島県）の学生を対象に貸付要件が緩和されるとともに、被災地外出身者へも対象が拡大された。

(4) 平成 25 年度からは、生活の安定に資する資格の取得を支援するため、貸付けを希望する生活保護受給世帯出身者等を対象に、「生活費加算」が設けられた。

(5) 平成 26 年度以降は、平成 27 年度から介護福祉士国家試験受験資格要件となる「介護職員実務者研修」の受講者を対象とし、貸付けを行う予定である。

貸付条件等

貸付対象者	社会福祉士又は介護福祉士養成施設に在学する者
貸付上限額	月額：50,000 円、入学準備金：200,000 円、就職準備金：200,000 円、 生活費加算：入学後生活する居住地の生活保護法による生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち当該者の年齢区分に相当する額
生活費加算貸付対象者	貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に就学する者に準ずる経済状況にある世帯の者
返済条件	貸付事業実施者が償還期間（貸付を受けた期間に、2.5 を乗じた期間）及び金額（貸付額 - 免除額（貸付額 × 業務の従事期間（月） ÷ （貸付を受けた期間（2 年未満の場合は 2 年） × 7/2））を設定（県が承認）
返済免除条件	県内において、介護又は相談援助の業務に 5 年間従事（過疎地域に従事した場合は 3 年）
その他	貸付事業実施者（県社協）は特別会計を設けて事業を運営する。 運用益と修学資金の返還も貸付原資に充当し、原資が続く限り事業を実施する。

県内の養成施設における修学資金の貸付状況（平成 24 年度実績）

養成校名	コース名	定員	入学者	貸付者	割合 ()
岩手県立大学	介護福祉コース	20 人	10 人	0 人	0.0%
盛岡医療福祉専門学校	介護福祉学科	80 人	61 人	15 人	25.0%
盛岡社会福祉専門学校	介護福祉科	42 人	44 人	15 人	34.0%
専修大学北上福祉教育専門学校	福祉介護科	50 人	39 人	8 人	20.5%
北日本医療福祉専門学校	介護福祉科	80 人	58 人	11 人	19.0%

() 貸付者 / 入学者

貸付決定件数及び貸付金の推移

平成 23 年度貸付原資分

年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
	県内養成施設	県外養成施設	県内養成施設	県外養成施設
件数 (件)	46	9 (社福士 4)	48 (生活費加算 2)	4 (社福士 1)
貸付金額 (千円)	72,000	12,650	77,424	7,000

現状の問題点

生活費加算の根拠書類の整備（指摘 2）

平成 23 年度貸付原資分で賄われる、平成 25 年からの「生活費加算」の貸付対象者として、「貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に就学する者」及び「 に準ずる経済状況にある世帯の者」がある。「 に準ずる経済状況」については、証明書類等は提出義務が課されておらず、申請者が対象者に該当するか否かは、客観性をもって確認されているわけではない。仮に、貸付対象者に該当しない申請者が貸付を受けた場合には、本来、貸付を受けられただであろう貸付対象者が貸付を受けられず、制度の趣旨を逸脱する恐れがあるほか、貴重な財源が回収できなくなる可能性も考えられ、申請者の状況に応じた確認書類を添付すべきである。

貸付金台帳の保存（意見 5）

平成 25 年 3 月末日時点の当該事業に係る貸付金台帳（補助簿）が、電子帳簿としても紙の出力帳簿としても保存されていなかった。

県社協の説明によると、貸付金はシステムで個人別に残高等を管理しているものの、事業年度終了後に年度更新処理をすると、以前の年度の貸付金台帳のデータが更新されてしまうとの

ことであった。

県社協は、収益事業がないため、税務上の帳簿の保存規程が適用されず、社会福祉法人会計基準等においても帳簿の保存に関する規程はなく、全国社会福祉施設経営者協議会より示されている「社会福祉法人モデル経理規程」に会計帳簿及びその保存期間が記載されているに過ぎない。

県社協の経理規程はこのモデル経理規程を準用して作成されているが、経理規程第 10 条で、貸付金台帳は会計帳簿に該当することが明記されており、かつ、第 11 条で会計帳簿の保存期間は 10 年と明記されている。旧経理規程では、補助簿の作成は任意とされていたが、新会計基準を反映した現行の経理規程では、「各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない」と規定されている。貸付先である個人別に残高を把握することが必要であることは明らかであり、貸付金台帳は、供えおかなければならない補助簿のひとつであると考えられる。

旧経理規程では明文の定めはなかったものの、従来からある帳簿の保存義務を、新経理規程で明文化したものであり、貸付金台帳が備え置かれていない平成 25 年 3 月末日現在の現況は不相当であると考ええる。

解決の方向性

生活費加算の根拠書類の整備について

申請者が、貸付対象者であることを確認できるように、客観性をもって「 に準ずる経済状況」が確認できる書類（例えば、非課税証明書、所得証明や源泉徴収票等）の添付を義務づける。

貸付金台帳の保存について

貸付金台帳を補助簿（電子帳簿又は紙の出力帳簿）として備え置く。

ただし、システム改修費用との比較衡量により、不都合がない限り、平成 26 年 3 月末から備え置くことも検討する。

(3) 全般的事項(県の指導監査等において留意すべき事項)

退会給付積立預金について

運用資産の概要

県社協では、民間の社会福祉事業職員向けの共済事業を実施しており、当該職員等の退職給付の支出に備えて、貸借対照表に退会給付引当金を計上するとともに、同額を退会給付積立預金（以下、「積立預金」という。）として、資金的な裏づけを確保している。当該積立預金は、信託銀行において信託財産として運用されている。

平成 25 年 3 月 31 日現在の積立預金（信託財産）の内訳は以下の通りである。

単位：千円

金融機関名	信託財産名	構成財産	平成 24 年度末残高
A 信託銀行(株)	特定包括信託	ユーロ円建外国債券	900,000
		コールローン	645,000
		その他	684

金融機関名	信託財産名	構成財産	平成 24 年度末残高
		合計	1,545,684
	指定包括信託	国債	3,831,387
		地方債	989,000
		普通社債	900,000
		株式	1,188,054
		外貨建外国債券	719,379
		コールローン	527,000
		その他	480
		合計	8,155,303
総合計			9,700,987

(注) 1. 積立預金には、上表のほか市中銀行への普通預金が 716,328 千円ある。

2. 主な構成財産の説明

- ・特定包括信託：信託銀行が顧客から資金等を預かり、顧客（または運用代理人）の運用方法の特定に基づき、2 個以上の財産を一つの信託行為により引き受ける信託である。
- ・指定包括信託：信託銀行が顧客から資金等を預かり、顧客（または運用代理人）の運用指図の範囲内で、2 個以上の財産を一つの信託行為により引き受ける信託である。
- ・ユーロ円建外国債券：国際機関や国内外の一般企業等が、自国外の市場（ユーロ市場）で発行する債券のうち、円貨で発行された債券。
- ・コールローン：銀行などの金融機関同士で短期の資金の貸借が行われるマーケットにおいて、資金を貸し手（運用）側から見た場合の名称

構成資産の評価

県社協は、平成 25 年度の会計年度から、新社会福祉法人会計基準（平成 23 年 7 月 27 日改正 以下、「新会計基準」という。）に移行することとしている。新会計基準第 4 章「3 貸借対照表価額」（3）では、「有価証券のうち、満期保有目的債券以外の有価証券で、市場価格のあるものについては、会計年度末の時価をもって評価する」こととされている。

特定包括信託及び指定包括信託は、金融商品取引法上は、有価証券とはされず、金銭の信託という、有価証券とは異なる金融資産とされている。しかしながら、株式会社等民間企業がよるべき会計基準である「金融商品会計基準」及び「金融商品会計基準に係る実務指針」によれば、金銭の信託の構成財産に有価証券が含まれる場合は、有価証券の評価に準じて会計年度末の時価で評価することとしている。新会計基準には、金銭の信託の会計年度末評価についての明文の定めがないが、新会計基準に定めのない事項については、公正な社会福祉法人会計の慣行を斟酌するとされている（新会計基準第 1 章「1 目的及び適用範囲」の（1））。

金融機関からの平成 25 年 3 月末日現在の信託財産の運用状況報告書によれば、構成財産ごとの、期末残高と期末時点の時価評価額は以下の通りである。

単位：千円

信託財産名	構成財産	平成 24 年度末 残高	時価評価額	未実現損益
特定包括信託	ユーロ円建外国債券	900,000	816,904	83,095
	コールローン	645,000	645,000	-
	未収収益	-	0	0
	その他	684	684	-
	合計	1,545,684	1,462,588	83,095
指定包括信託	国債	3,831,387	3,891,990	60,602
	地方債	989,000	1,055,982	66,982
	普通社債	900,000	940,730	40,730
	株式	1,188,054	1,448,193	260,138
	外貨建外国債券	719,379	858,847	139,467
	コールローン	527,000	527,000	-
	未収収益	-	22,550	22,550
	その他	480	480	-
	合計	8,155,303	8,745,773	590,470
		9,700,987	10,208,361	507,375

ユーロ円建外国債券について、未実現損失（いわゆる含み損）が発生しているほかは、他の構成財産については未実現利益（いわゆる含み益）となっており、全体としても未実現利益となっている。

県社協における資金運用方針

県社協の経理規程及び資金運用方針には、以下の記述があり、資金運用は原則として安全確実な資産に限る事とされている。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会経理規程（抜粋）

（資金の運用等）

（旧規程 ～平成 25 年 3 月 31 日）

第 31 条 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立ては、安全確実な方法によつて行わなければならない。

2 会計責任者は、毎月末日に資金残高（余裕資産及び積立資産を含む）の内容を会長に報告しなければならない。

（新規規程 平成 25 年 4 月 1 日～施行）

第 39 条 資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関への預け入れ、確実な信託会社への信託、又は確実な有価証券に換えて保管する。

2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、別に定める資金運用規程に従って行わなければならない。

3 会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の实在を確かめ、その内容を会長に報告しなければならない。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会資金運用方針（抜粋）

第2 資金運用方針の対象資金

この方針の対象となる資産は、基本財産、運用財産及び公益事業財産のうち、現金、預金及び債券とし、このうち法人が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の資金で、外部に運用を委託する資金は除く。

第3 資金運用の判断の優先順位

1 安全性 元本の安全性の確保が最も重要であり、信用リスク及び金利リスクを低減することにより、資金全体の元本の保全に努めるものとする。

(1) 信用リスク 安全性の高い金融機関を選択し運用先の破綻による損失の回避を図る。

(2) 金利リスク 金利変動に伴う損失は、ポートフォリオ管理（資産運用に係る金融商品の種類や期間等の組み合わせによる管理）により回避を図る。

2 流動性 基本財産、運用財産及び公益事業用財産の取崩しに支障のないよう十分な流動性の確保に努めるものとする。

3 収益性 安全性及び流動性を確保した上で収益性の向上（効率的な運用）に努めるものとする。

一方で、県社協の説明によれば、平成21年度までは、当該共済事業の積立金は県社協が自己運用していたが、金融商品取引法及び保険業法に抵触する可能性があるとして、金融庁の指導により、現在のA信託銀行(株)へ運用委託する方式に変更したとのことであった。その際、その運用の特殊性から対象資産から除外する内容で資金運用方針を一部改正するとともに、外部委託化した資産運用を対象とする「共済事業の資産運用に関する基本方針」及び「資産の運用ガイドライン」を同年度の理事会で新たに制定し、許容されるリスクを考慮した資産構成により資産運用に努めているとのことであった。

現行の積立預金の構成資産は、必ずしも「共済事業の資産運用に関する基本方針」及び「資産の運用ガイドライン」に抵触するものではないことは確認することができた。

運用資産について(意見6)

資金運用方針によれば、当該方針の対象になる資金には、退会給付積立預金（民間社会福祉事業職員共済事業）は含まれないとされている（運用方針第2）。

当該共済事業が県社協の収益事業ではなく、公益事業特別会計の中で実施されており、社会福祉法人の公益事業が広く社会全体の福祉増進のために実施されている趣旨に鑑みれば、規程は整備されているものの、リスクを伴う資産が含まれていることから、可能な限りリスクの低減を図る運営が求められる。

具体的には、未実現損失の生じているユーロ円建外国債券や、未実現利益ではあるものの、株式や外貨建外国債券など、株価や為替相場などの不確実な要素により資産価値が増減するリスクを伴う資産への投資がどの程度許容されるのかが疑問である。

この点、県社協の説明によれば、金融庁の指導により、現在のA信託銀行(株)へ運用委託する方式に変更した時に、それまでの運用資産に加えて、株式への投資も構成財産の総額の20%を

上限に構成財産に追加したとのことであった。金融庁の指導によれば、資金の運用を自己運用から外部委託に変更すること、構成財産へ株式等のリスクを伴う資産も追加することについて、当該共済に加入している施設の4分の3以上の同意を得ることが条件とされたが、この条件をクリアすることができたため現状に至っており、当該共済事業の積立金は運用方針の対象外としているとのことであった。

確かに本件に関する現況が、必ずしも法令や定款に抵触するものではないが、一方で、リスクを伴う資産に投資し、万一運用に失敗した場合に、公益事業者としての道義的な責任を回避することができないことも事実である。

バブルの崩壊やリーマンショックなど、経済状況はコントロール不能であるが、不測の事態に備えるために、資金の運用方法をコントロールすることは可能である。

今後、構成財産の評価と運用成績の如何によっては、構成財産をより安全な資産に見直すなどの配慮が必要と考える。

解決の方向性

今後、構成財産の含み損益の状況、運用成績を勘案し、構成財産の見直しの要否を毎期検討するよう指導する。

新会計基準への移行について

概要

上記 に記載のとおり、県社協は、平成 25 年度の会計年度から、新会計基準に移行することとしている。平成 27 年 3 月 31 日までの間は、従来 of 会計処理によることができるとされているが、県社協は、県内各市町村の社協を指導する立場の団体でもあり、新会計基準についても、先んじて導入し、指導性を発揮できるようにするために早期適用したとのことであった。

新会計基準に移行する際の留意事項は、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成 23 年 7 月 27 日）」の別紙 2「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」に定められている。

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」より抜粋

<p>1 共通事項</p> <p>(1) 会計基準への移行時における基本的な考え方</p> <p>会計基準への移行に当たり、移行年度期首の貸借対照表残高を拠点区分ごとに把握した上で、(中略)以下に示す移行時の取扱いにより必要となる会計処理を、移行年度期首における仕訳処理にて行うこととする。</p> <p>2 旧基準からの移行の場合</p> <p>(3) 有価証券に係る調整</p> <p>(中略)</p> <p>会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。</p>
--

県社協では、期首時点での移行会計処理については、年度末でまとめて実施するとの事であった。これは、移行年度の期首時点で影響額を会計処理することは、実質的に、新会計基準の導入を一年前倒して実施することと同義であり、実務的には、年度末に一括して会計処理することも許容されていると考えるところである。

また、平成 25 年 3 月に開催した理事会及び評議員会において、新会計基準導入による変更点を説明しており、理事及び評議員への周知も行われている。

現状の問題点(意見 7)

上記のとおり、理事会及び評議員会において新会計基準導入についての説明は行われているが、導入による定量的な影響については、当該理事会等では触れられていなかった。

新会計基準導入による主な改善項目は以下の通りである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 会計ルールの一元化2 財務諸表体系の変更3 会計の区分方法4 新しい会計手法<ul style="list-style-type: none">・ 1年基準（ワンイヤールール）・ 金融商品の時価会計・ リース会計・ 退職給付会計（その他の引当金の計上）・ 減損会計・ 税効果会計 |
|---|

上記のうち、県社協で実質的な影響がある項目は、賞与引当金の計上、特定包括信託及び指定包括信託（以下、「金銭の信託」という。）の時価評価、リース会計であるが、このうち、金銭の信託の時価評価に関しては、で述べたとおり、公正な会計慣行を斟酌した結果、時価評価が必要な場合には、多額の含み収益が発生する可能性が高い。新会計基準上は、金銭の信託の評価に関する明文規定はないものの、一般の企業会計においては時価評価されていること、公益法人の一種である学校法人においても、「学校法人会計問答集第 13 号」Q1 及び Q2 において、有価証券以外の有価証券に準ずる資産の評価に関しては、企業会計（金融商品会計基準等）に準じた評価をするのが適当であるとの解釈であることから、社会福祉法人においても同様の時価評価が適用されるべきものと考えられる。

新会計基準導入による変更点を説明した理事会及び評議員会で、上記定量的な影響についても説明してしかるべきであったと考える。

解決の方向性

金銭の信託の時価評価による影響額を早期に周知するよう指導する。

社会福祉法人A会

(1) 交付先団体の概要(平成 24 年度)

団体名	社会福祉法人 A会(以下、「A会」という。)
目的(定款記載)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第1種社会福祉事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 軽費老人ホームの経営</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 老人介護支援センターの経営</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 老人居宅介護支援事業の経営</p> <p style="padding-left: 20px;">(ハ) 老人デイサービス事業の経営</p> <p style="padding-left: 20px;">(ニ) 老人短期入所事業の経営</p>
資産の状況	<p>基本財産</p> <p>(1) 建物</p> <p>(2) 土地</p> <p>(3) 基本財産特定預金</p>

(2) 全般的事項(県の指導監査等において留意すべき事項)

新会計基準への移行について

概要

A会は、平成 25 年度の会計年度から、新会計基準に移行することとしている。平成 27 年 3 月 31 日までの間は、従来の会計処理によることができるとされているが、新任の職員に社会福祉法人会計基準に対する理解を深めてもらうこと、早期に新会計基準を導入することが得策であるとの判断から導入期限に先んじて早期適用することを意思決定したとのことである。

新会計基準に移行する際の留意事項は、P29 記載のとおりである。

平成 25 年 1 月の理事会で、新経理規程(案)を承認している。同規程(案)のなかで、「固定資産の取得価額及び評価」、「リース会計」について以下の条項が記載されている。

(固定資産の取得価額及び評価)

第 44 条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
- (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。

2 固定資産の貸借対照表価額は、当該固定資産の取得価額から、第 51 条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。

3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第 45 条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下又はリース期間が 1 年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。

3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第 1 項又は第 2 項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が 10% 未満である場合とする。

4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

現状の問題点

上記規程が、A 会における適切な会計処理に照らし、十分な経理規程の記述になっているか疑問であり、見直しを行う必要があると考える。

固定資産の取得価額及び評価について(意見 8)

現在 A 会が所有する固定資産で第 44 条第 3 項に規定されているような事実（時価が帳簿価格の 50% 超下落）はないものの、今後万一そのような状況になった場合に、当該規程に従い、帳簿価格を時価まで減額する会計処理が、A 会の財政状況の実態を適切に表す会計処理であるかは疑問である。

新会計基準第 4 章「3 貸借対照表価額」(6)によれば、対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産については、時価が帳簿価格の 50% 超下落した場合であっても、当該固定資産を使用することによる価値が帳簿価格を上回っているのであれば「当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とできる」とされている。

全国社会福祉施設経営者協議会が公表している「社会福祉法人モデル経理規程」注 23 にも、当該基準を適用する場合のモデル経理規程が記載されている。

A 会の所有する固定資産は、対価を伴う事業に使用しているのであって、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考えられる。

社会福祉法人モデル経理規程より抜粋

(注 23)

対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産については、当該資産の時価が帳簿価額から 50% を超えて下落している場合において、当該資産について使用価値が算定可能で、かつその使用価値が時価を超える場合には、当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて、その使用価値をもって評価することができる。なお、ここでいう使用価値とは、当該資産の継続的使用と使用後の処分によって生まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいい、当該資産又は資産グループを単位として計算される。

該当する有形固定資産及び無形固定資産について、使用価値の適用を規定する場合には、第46条第4項として、以下の規定を設ける。

4 対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産について、当該資産の時価が帳簿価額から50%を超えて下落している場合において、当該資産について使用価値が算定可能で、かつその使用価値が時価を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて、その使用価値をもって当該資産を評価する。

リース会計について(意見9)

A会のリース資産で、新会計基準に基づき、リース会計を適用し、固定資産に計上すべきリース資産は、現時点では「介護システム・ハード」一式のみである(リース期間60ヶ月、契約総額8,835千円)。

一方、A会の有形固定資産残高は、平成24年度末日現在約27億円であり、有形固定資産及びリース資産の残高合計に占めるリース資産の割合は0.3%と明らかに重要性が乏しい。

「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について(平成23年7月27日)」の別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」の「20 新たに導入した会計手法とその簡便法について」(1)イ によれば、リース資産総額に、重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法(いわゆる支払利子込法)によることができるとされている。

全国社会福祉施設経営者協議会が公表している「社会福祉法人モデル経理規程」注25にも、当該基準を適用する場合のモデル経理規程が記載されている。

A会のリース資産総額は重要性に乏しいため、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考える。

社会福祉法人モデル経理規程より抜粋

(注25)

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、第2項の規定に代えて、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。その場合には、第2項の規定を次の規定と置き換える。

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。

解決の方向性

固定資産の取得価額及び評価について

より実態に即した経理規程とするため、条文を見直すよう監査時等において指導する。

リース会計について

より実態に即した経理規程とするため、条文を見直すよう監査時等において指導する。

(3)財務諸表の記載不備(県の指導監査等において留意すべき事項)

会計単位の明確な区分

現状の問題点(意見 10)

社会福祉法人においては、法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は施設毎とせず、法人で一本の会計単位とするとしているが、公益事業及び収益事業については、別途特別会計として会計単位を分けることとなっている。すなわち、「会計単位」として「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」が定められており、それぞれ明確に区分することが求められている。

ところが、A会においては、土地の一部が収益事業として利用されているにもかかわらず、土地は全て社会福祉事業に含められていた。

会計単位毎の財政状態の表示が歪められることとなり、財政状態を適正に開示していないと考える。

【社会福祉法人会計基準】(平成 12 年 2 月 17 日)

第 2 条 法第 25 条第 1 項に規定する公益事業(以下公益事業という。)に関する会計及び同項に規定する収益事業(以下収益事業という。)に関する会計は、それぞれ特別会計として独立した会計単位としなければならない。

解決の方向性

会計基準に準拠して適正な財務報告を行うよう監査時等において指導する。

勘定科目の適切な表示

現状の問題点(意見 11)

その他固定負債として表示されているものは、A会の理事長が会長を兼任する関連医療法人から「仮払金」の名目で資金提供を受けたものであるとのことだが、下表の通り、建設着工金や土地代金の支払いに充てるためであり、支払利息も発生することから、実質借入といえる。

ところが、法人は、借入当時は、金銭消費貸借契約を締結しておらず、後日(平成 24 年 4 月 1 日付)、支払計画についての覚書を交わしているに過ぎない。本来は、資金の受入れ先が関連医療法人である場合でも、別法人格である以上、資金の移動に関しては、特に厳格に契約関係書類を整える必要があると考える。

また、当該資金提供は、実質借入であることを前提として、「その他固定負債」ではなく、「長期借入金」等の実態を反映した勘定科目によって財務諸表上表示する必要があると考える。

単位：千円

年	件名	当初借入額 (利率 1.5%)	借入残額 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
平成 17 年	建物建設着工金	6,000	5,000
平成 18 年	土地代	70,000	40,000
平成 19 年	建物建設着工金	41,087	41,087

出所：「建物建設着工金及び土地代金のお支払計画についての覚書」

解決の方向性

会計基準に準拠して適正な財務報告を行うよう監査時等において指導する。

借入利率を考慮した資金繰り

現状の問題点(意見 12)

施設建設にかかる A 銀行からの借入金（ 契約 9,550 千円、 契約 164,013 千円）については、利率がそれぞれ 3.7750%、2.4750%となっており、現在の市中金利に比べて高く設定されている。支払利息を考えると、約定利率の低い借入金に借り替えることにより利息負担を軽減することができるものとする。

解決の方向性

約定利率のより低い借入金に借り換えを検討するよう監査時等において指導する。

社会福祉法人 B 会

(1) 交付先団体の概要(平成 24 年度)

団体名	社会福祉法人 B 会（以下、「B 会」という。）
目的(定款記載)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第 1 種社会福祉事業 ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置運営 (2) 第 2 種社会福祉事業 ・ 老人デイサービスセンターの設置運営 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の設置運営 ・ 指定居宅サービス事業
資産の状況	基本財産 (1) 現金 (2) 老人福祉施設（建物）及び同敷地（土地）

(2) 全般的事項(県の指導監査等において留意すべき事項)

遊休土地の有効活用について

現況

B 会の所有する土地(基本財産)は 23,566.16 m²であるが、実質的に使用しているのは 9,015.78 m²であり、50%超(面積ベース)が遊休土地となっている。

B 会の説明によれば、施設開設当初には、ゲートボール場なども併設した複合型の老人福祉施設を建設することを見込んでおり、当該施設敷地を確保するために必要と認めて現在の土地を 57,989 千円で購入したが、県及び市町村との協議の結果、需要予測の下方修正により、複合型施設の建設を断念した経緯がある。結果として、事業に必要な土地を大幅に超過した広大な土地を所有することになってしまったとのことである。

当該土地に隣接する周辺地は全て農地であり、B会の所有する遊休地も大部分が農地となっている。そこで、農業用地にして農業事業に参入する、農業事業者を含めた第三者に譲渡する、農業に参入を望む企業等を誘致し賃借する、新たな老人福祉施設等を建設するなどを模索しているが、についてはノウハウの欠如、コストに見合う収入が得られない可能性が大きいこと、については、買い手が見つく可能性が著しく低く、処分するための時間とコストが負担になること、担保提供資産になっており、他人に譲渡するにも、抵当権の解除が必須になり、抵当権者の同意を得る必要があること、についても、可能性が高いとはいえない、企業の誘致に相当程度の時間とコストがかかること、については、実現可能性に乏しいことを理由に、処分行為が滞っており遊休状態のままになっている。

現状の問題点(意見 13)

社会福祉事業には、固定資産税はかからないため、遊休であることにより追加の費用が発生するデメリットが必ずしも大きいということではないが、当該遊休資産が定款で基本財産として定められていることが妥当といえるのか疑問である。

また、B会の事業計画書(平成23年~平成27年)でも、5年間の財政計画の課題のひとつとして、遊休土地の有効活用をとりあげている。遊休資産は、当該資産を利用して資金を生み出すことができず、投下した資金が固定化している状態になっている。資金を不要な資産に投下したままにしておくことは事業者としては避けるべきことであり、当該遊休土地の早期の有効活用が望まれる。

解決の方向性

当該遊休土地の有効活用のための方策の早期着手に努めるよう監査時等において指導する。なお、遊休資産の活用・処分方針の如何によっては、定款変更が必要になることに留意する。

(3)財務諸表の記載不備等(県の指導監査等において留意すべき事項)

修繕積立預金(資産)と修繕積立金(純資産)の不一致

現状の問題点(意見 14)

貸借対照表の、修繕積立預金(固定資産。以下、「積立預金」という。)と修繕積立金(純資産。以下、「積立金」という。)は通常一致するのであるが、以下の不一致が認められた。

積立預金(資産)	2,750 千円
積立金(純資産)	10,608 千円
差額	7,858 千円

B会の説明によると、平成16年度に、利益を潤沢に計上した際に、積立金を7,858千円積み立てたが、積立預金への積み増しを失念したことにより当該差異が生じ、解消できないでいるとのことであった。

積立金は、将来の大規模修繕に備えるために、純資産として積み立てる一方で、同額を積立預金として、資金的な裏づけを確保することを目的として計上している。この点については、

平成 23 年 7 月 27 日に改正された新会計基準注解では、以下の明文の定めがある。旧会計基準においては明文の定めはないが、実務上の慣行として同様の取り扱いがなされている。

なお、B 会は、平成 26 年度より、新会計基準の適用を検討しているとの事であるため、平成 25 年度までは旧会計基準が適用されることとなる。

新会計基準注解より抜粋

(注20) 積立金と積立資産の関係について

当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、**同額の積立資産を積み立てるものとする。**

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

しかしながら、B 会の説明の通り、当該積立金は必ずしも必要と認めて積み立てたものではないことから、当該積立金を現状の通り維持する必要があるか疑問である。将来の修繕が引当金の要件を満たしているものであれば、旧会計基準に明記されている引当金の計上が必要と考える（ただし、新会計基準では引当金は賞与引当金、退職給付引当金、徴収不能引当金に限定され、その他の引当金は廃止されている）。

旧会計基準及び同注解より抜粋

・基準

(その他の引当て)

第29条 前条に規定するものの他、引当金として計上すべきものがある場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。(注11)

・同注解

(注11) その他の引当てについて

会計基準第 29 条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。

これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。

解決の方向性

以下の 又は を検討するよう指導する。

修繕が引当金の要件に合致している場合は、積立金の計上ではなく引当金を計上する（ただし、平成 26 年度より適用予定の新会計基準では修繕引当金は計上できないことに留意する）。

修繕が引当金の要件に合致していない場合は、積立預金と積立金が合致するよう、積立預金の積み増し、又は積立金の取り崩しを検討する。

仮払金と仮受金について

現状の問題点(意見 15)

平成 24 年度末の貸借対照表に、仮払金と仮受金がそれぞれ同額(3,950 千円)計上されている。

B 会は、団体の概要に記載のとおり、デイサービスセンター、軽費老人ホーム、小規模多機能施設の 3 つの施設を運営しており、これに本部を加えた 4 つの会計単位をもっている。当該仮払金と仮受金は、異なる会計単位間の内部取引により生じたものであるとのことであった。

旧会計基準には明文規定はないが、新会計基準には以下の明文規定があり、内部取引及びそれに伴って生ずる債権債務の相殺表示を義務付けている。

新会計基準注解より抜粋

(注 5) 内部取引の相殺消去について

当該社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。

事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当引高は、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去するものとする。

なお、サービス区分間取引により生じる内部取引間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

旧会計基準では、内部取引の相殺表示に関する規定はなく、必ずしも義務付けられているものではないが、資金収支計算及び事業活動収支計算が、各会計単位の、内部取引を含めた取引を明らかにするとともに、内部取引であることが分かるように表示されていることから、相殺表示は求められていないが、貸借対照表に関しては、内部取引であることが必ずしも明示されていない仮払金及び仮受金が表示されており、両者は相殺して表示すべきであると考えられる。

解決の方向性

仮払金と仮受金を相殺表示するよう監査時等において指導する。

賞与引当金未計上

現状の問題点(意見 16)

賞与引当金が計上されていない。

旧会計基準には上記 (P36) の規定があり、賞与引当金を計上すべきであると考えられる。

B 会の場合、夏の賞与の支給対象期間(12月~5月)のうち、当期に帰属する期間(12月~3月の4か月分)の支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。

なお、新会計基準においても、賞与引当金に関する取り扱いと同様である。

解決の方向性

当期に帰属する期間の支給見込額を見積もり、賞与引当金を計上するよう監査時等において指導する。

社会福祉法人C会

(1) 交付先団体の概要(平成 24 年度)

団体名	社会福祉法人 C会(以下、「C会」という。)
目的(定款記載)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第1種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 軽費老人ホームケアハウスの経営 (2) 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 介護老人保健施設の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) グループホームの経営 (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
資産の状況	基本財産 (1) 定期預金 (2) 老人福祉施設等(建物)及び同敷地(土地)

(2) 監査結果について

包括外部監査人は、C会に対する補助金の交付事務、補助金交付先であるC会での事務の執行について監査の対象として、監査を実施したが、指摘事項あるいは意見として検出された事項はなかった。

3 高齢者福祉に関する出資団体の事務

(1) 出資団体の概要(平成 24 年度)

団体名	公益財団法人いきいき岩手支援財団(以下、「財団」という。)
所在地	岩手県盛岡市本町通3丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3階
設置目的	少子高齢社会に対応する民間や地域等の取組みを支援するとともに、少子高齢社会に関する調査研究、普及啓発及び高齢者等への総合的な支援活動等を行い、子どもから高齢者まで全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会の形成に寄与する。
沿革	昭和63年5月20日財団法人岩手県長寿社会振興財団として設立(平成24年8月1日公益財団法人に移行し、財団法人岩手県長寿社会振興財団から、公益財団法人いきいき岩手支援財団に名称変更)
事業内容	(1) 調査研究事業 (2) 育成助長事業 (3) 普及啓発事業 (4) 受託事業 (5) 明るい長寿社会づくり推進事業 (6) 介護支援専門員実務研修受講試験・研修事業 (7) 地域密着型サービス外部評価事業 (8) 介護サービス情報の公表事業
代表者	理事長 長山 洋
出資の状況	3,105,000 千円(出資割合 78.9%)
役員数	理事 9 名、監事 2 名、評議員 8 名

財務データ

貸借対照表

単位：千円

	平成 23 年度	平成 24 年度
資産の部		
流動資産	86,852	86,148
固定資産	4,108,106	4,315,073
資産合計	4,194,958	4,401,221
負債の部		
流動負債	30,562	30,678
固定負債	17,478	18,854
負債合計	48,040	49,533
正味財産の部		
指定正味財産	3,997,483	4,070,627
一般正味財産	149,433	281,060
正味財産合計	4,146,917	4,351,687

財団は、平成 24 年 8 月 1 日付で公益認定を受けており、団体名を、「財団法人岩手長寿社会振興財団」から、「公益財団法人いきいき岩手支援財団」に変更している。したがって、平成 24 年度の収支計算書は、平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日までは、旧財団の収支計算書を、平成 24 年 8 月 1 日以降は、公益財団法人の正味財産増減計算書を作成している。

収支計算書

単位：千円

	平成 23 年度	平成 24 年度 (平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 7 月 31 日)
事業活動収支の部		
事業活動収入	234,519	63,362
事業活動支出	233,742	47,734
事業活動収支差額	777	15,628
投資活動収支の部		
投資活動収入	17,110	-
投資活動支出	21,586	458
投資活動収支差額	4,476	458
当期収支差額	3,699	15,169

正味財産増減計算書

単位：千円

	平成 24 年度 (平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)
一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
経常収益計	200,159
経常費用計	211,455
当期経常増減額	11,296
経常外増減の部	
経常外収益計	128,092
経常外費用計	-
当期経常外増減額	128,092
当期一般正味財産増減額	116,796
指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	38,386

収支の概要説明

財団の事業は、主として基本財産の運用果実を財源とした（ ）育成助長事業、県の委託料を財源とした（ ）県の受託事業、研修等受講者からの受講料を主な財源とした（ ）介護支援専門員研修等事業、県の補助金を財源とした（ ）補助金事業及びその他の事業に大別される。財団の公益認定前の収支計算書と認定後の正味財産増減明細を合算し、便宜上の平成 24 年度通期の収支計算を示すと以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日	平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	合計
(収入)			
基本財産運用収入	18,903	62,325	81,228
県事業受託収入	26,057	76,242	102,299
介護支援専門員実務研修受講試験受験料・研修受講料収入	5,916	32,718	38,633
県補助金収入	9,081	17,403	26,484
その他の収入	3,405	11,471	14,876
事業活動収入計	63,362	200,159	263,521
(支出)			
事業費支出	45,596	202,421	248,017
管理費支出	2,138	9,034	11,172
事業活動支出計	47,734	211,455	259,189
事業収支	15,628	11,295	4,333

() 育成助長事業は、基本的に、基金の運用果実を財源としている。毎年度の基金運用から生ずる収益の 10% 以内の額を助成事業に附帯する業務に必要な経費として充てることができることとされており(平成 4 年 3 月 23 日付け福総第 966 号岩手県生活福祉部長通知)、残りの 90% が助成に回せる資金となっている。運用果実は、主として国債又は国債に準ずる元本割れのリスクに乏しい債券等(以下、「安全資産」という。)への投資に限定されるが(公益財団法人いきいき岩手支援財団基本財産管理規程第 3 条及び第 6 条)、これら安全資産の運用果実は、近年の低金利を反映して、年々減少傾向にある。一方、助成事業費は、高齢化社会の加速とともに増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれている。さらに、東日本大震災津波による被災高齢者への支援団体や支援者に対する助成金の申込も増加傾向にある。

過去 4 年間の運用果実と助成事業費の推移は以下の通りである。現時点では、収入 > 支出となっている。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用果実(利息収入)(千円)	73,088	68,252	69,275	62,325
助成事業費(千円)				

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
上段：いわて保健福祉基金	57,620	44,586	48,572	44,826
下段：いわて子ども希望基金	6,491	13,392	11,859	11,038
事業件数（件）				
上段：いわて保健福祉基金	100	91	95	107
下段：いわて子ども希望基金	32	46	48	43
1 件当たり事業費（千円）				
上段：いわて保健福祉基金	576	490	511	448
下段：いわて子ども希望基金	203	291	247	264

（注）平成 24 年度は、財団法人岩手県長寿社会振興財団（4 月～7 月）と公益財団法人いきいき岩手支援財団（8 月～翌 3 月）までの合計額である。

（ ）県からの受託事業は、岩手県高齢者総合支援センターの運営が主なものとなっており、事業費は、県からの受託料収入でまかなわれている。

（ ）介護支援専門員研修事業は、介護支援専門職員に対する研修や資格取得のための試験を事業として実施しており、徴収した研修受講料、受験料及び県の補助金でまかなわれている。

（ ）その他の事業のうち、「明るい長寿社会づくり推進事業」は、その事業費の大半を県の補助金でまかなっているが、事業費 20 百万円のうち、約半分の 10 百万円が人件費となっている。

このように、毎期、おおむね収支均衡ではあるものの、特定資産積立金（過去の収支差益の累積）を取り崩さなければ事業費を捻出することができない年度もある。

(2) 全般的事項

中長期的な視点からの事業検討の必要性について

現状の問題点(意見 17)

財団が、今後も助成事業を継続するためには、運用収入の増加か事業費の削減（コスト削減）により、特定資産積立金を取り崩さなくとも、事業を実施することができるような財務体質に改善する必要がある。

現在、育成助長事業の財源となる基金の運用収益については、安全資産による運用を継続しているが、当面、運用収益増加の方策は見受けられない。また、被災地支援事業、高齢者福祉に関連する事業は今後も継続して実施する事業であり、関連する事業を財団が継続してあるいは新規に受託することも考えられる。介護支援専門員についても、高齢化社会に不可欠な専門職として、高齢者支援施設等のニーズの高まりを受けて、財団の側面支援が不可欠である。

一方、コスト面に関しては、高齢化の進行＝事業の拡大に伴い、事業費も増加の一途をたどることが想定される。反面、自助努力で削減できる費用が存在する可能性もある。

このような現状と将来の分析（高齢化率と事業費増加の関連分析）から、現時点で、財団としてどのような方針で、どのような事業を実施すべきかを検討する局面に財団は立っていると考える。

現在、財団では「県出資等法人に係る中期経営計画書」を 3 年単位で作成しており、事業の改善や業務の見直しの一助としているものの、必ずしも計画 実行 チェック 改善という

わゆるP D C Aサイクルが十分に機能しているとはいえない現状である。中期経営計画書等を活用して、財団の将来予測をより明確にし、今後の財団運営と財務体質改善のための方策を検討する必要があると考える。

解決の方向性

現状分析のうえ、中期経営計画書等に基づきP D C Aの精度を高める。

投資意思決定の判断基準のルール化について

現状の問題点(意見 18)

財団の基本財産(平成25年3月31日現在)4,199百万円のうち、有価証券が3,571百万円を占めている。有価証券はすべて債券であり、その管理、運用、報告は定款、基本財産管理規程にこれを定めている。

財団は、運用益の減少に対応するため、売買差益が生じ、かつ保有前の債券に比べ好条件の運用が期待できる債券への買い替えを推進している。基本財産のうちの有価証券の買い替えは、有価証券の運用方法の変更であり、基本財産の性質を大きく変更するものではなく、基本財産の処分には当たらないと県では解している(「公益財団法人いきいき岩手支援財団の資産の管理について」平成24.8.23 長寿社会課)。

平成24年度における有価証券の評価益は総額261百万円であり、評価損が発生しているのは、1銘柄のみで3百万円となっている。

上記のとおり財団の基本財産の85.0%は有価証券であり、金利状況により価格変動リスクを抱えており、またすべて満期保有目的に区分しているわけではなく、決算においてはすべて「その他有価証券」として時価評価している。財団では、保有債券のうち運用利回りが低いものは買い替えにより財産毀損のリスクを回避しており、たとえば売買損が見込まれる債券であれば満期まで保有すれば価格リスクはないと判断している。しかし、有価証券の買い替えにあたって具体的な投資意思決定ルールを現在定めていない状態は、基本財産の大部分が地方公共団体等からの出捐金であることから望ましくはないと考える。

解決の方向性

満期保有目的及びその他の有価証券の構成比率、買い替え条件及び買い替えの金額の限度枠など具体的な投資意思決定ルールを定める。

健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業全般

助成金交付条件の順守について

助成金交付条件の概要

財団が行う「いわて保健福祉基金助成事業」について、「いわて保健福祉基金助成金交付規程」並びに「いわて保健福祉基金助成金交付規程の運用基準」が制定されており、財団はこれら規程等に従い助成事業を行っている。また、これら規程等は助成対象者に対しても助成金交付の条件を規定している。

「いわて保健福祉基金助成金交付規程」第10条(助成金交付の条件)(5)によれば、助成金交付の条件として、「大会、講演会等を開催する際のポスター・パンフレット・看板や、

調査研究報告書（刊行物を含む）その他の成果物、購入した備品には、財団の助成金を受けている旨の表示を行うこと。」とされている。「いわて保健福祉基金助成金交付規程の運用基準」7 助成金交付の条件（4）ではこの表示の具体例を掲げている。

現状の問題点(指摘3)

健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業は、「いわて保健福祉基金助成事業」としてこれら規程等の適用を受けることとなるが、助成を受けた団体が作成するパンフレットや調査報告書の一部には財団の助成金を受けている表示がなされていなかった。

助成金交付にあたり、財団は助成対象者に対し当該表示をするよう指示をしているとのことであったが、徹底されていないため改善する必要がある。

解決の方向性

助成金交付にあたり、財団は助成対象者に対し当該表示をするよう指示を徹底する。

また、「いわて保健福祉基金助成金交付規程の運用基準」4 助成期間において、前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められた場合、3年までを限度として同一事業に助成できる、としており、当該表示のなかった継続助成事業に対しては次年度以降の助成金交付について再審査するなど、助成金交付条件の順守を徹底する。

出納帳の添付について

助成額の確定作業の概要

「いわて保健福祉基金助成金交付規程」第13条（実績報告）により、財団では、助成額確定のために、事業終了時点で、助成先団体から経理簿等及び預金通帳の写し並びに支出の裏づけとなる証憑（領収証の写可）を提出してもらい、これをチェックすることにより、助成額の確定、助成金の支出行為を行っている。

現状の問題点(意見19)

健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業の個別事業を試査にて閲覧したところ、出納帳に代表される経理簿等が添付されていない事業が散見された。多数の領収書を点検・再集計して助成対象経費を経費科目ごとに確定する作業は多大の時間と労力を要するが、出納帳等の有無によりその労力に大きな差異が生じることになるため、添付を徹底すべきと考える。

解決の方向性

出納帳に代表される経理簿の添付を徹底する。

(3)個別助成事業

介護支援専門員資質向上事業

事業の概要

助成先団体等名	個人事業者	助成額(千円)	1,212
事業概要	介護支援専門員のアンケートの実施や、介護施設等を訪問し、経営状況や介護サービスの実施状況をヒアリングし、介護施設等と介護支援専門員の資質の相関関係を統計的に分析し、今後の介護支援専門員の資質の向上に資する情報を収集する事業である。		

現状の問題点

成果物の有効活用(意見20)

本業務の結果、助成先より調査報告書を入手しているが、本報告書の活用状況が十分であるか疑問である。

この点について、財団の説明によれば、報告書は、財団のほかに、調査に協力した介護支援専門員や介護施設等に配布されているとのことである。しかしながら、当該調査結果は、今後の介護支援専門員の資質向上に資することを目的としていることから、今回の事業に直接協力した者への周知に限定されず、広く知らしめることが必要である。

介護支援専門員の質の向上は、財団ひいては県が達成すべき目標であり責務である。報告書の有効活用が必要であると考ええる。

成果物の印刷部数(意見21)

本事業の報告書を、調査に協力した介護支援専門員や介護施設等に約400部配布したとのことであるが、必ずしも、全協力者に印刷物を配布する必要があったか疑問である。

公表の仕方によっては、印刷費や郵送費の削減が可能であり、結果的に財団の助成額も節減できた可能性があったことも否定できないと考ええる。

解決の方向性

成果物の有効活用について

成果物の情報発信に努める。

発信の仕方には、財団のインターネット掲示板に掲載する、介護支援専門員等向けの研修会等で周知する、財団が入居している岩手県福祉総合相談センター内のフリースペースに公衆縦覧に供する等が考えられる。

成果物の印刷部数について

公表の仕方を工夫し、印刷部数(印刷費)の削減に努める。

公表の仕方には、財団のインターネット掲示板に掲載する、岩手県福祉総合相談センター内のフリースペースに公衆縦覧に供する等が考えられる。

**岩手県における小規模多機能型居宅介護に係るネットワーク化等の支援に関する事業
事業の概要**

助成先団体等名	特定非営利活動法人いわ ての保健福祉支援研究会	助成額（千円）	899
事業概要	<p>小規模多機能型居宅介護事業者の県内ネットワーク構築のための支援業務を実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．小規模多機能型居宅介護事業所ネットワーク化連絡会の開催 2．ネットワーク化に向けた研修と調査等の実施 3．介護サービスの質の向上に向けた研修カリキュラム調査 4．小規模多機能型居宅介護啓発セミナー又はシンポジウムの開催（講演等） 5．利用者・事業所向けパンフレットの作成・配布 		

現状の問題点

事業費のチェック方法について（意見 22）

財団では、助成額確定のために、事業終了時点で、助成先団体から入出金記録のある出納帳、支出の裏づけとなる証憑(領収証の写可)を提出してもらい、これをチェックすることにより、助成額の確定、支出行為を行っている。

一方、助成先団体がインターネットバンキングを使用するなど、領収証等の証憑が存在しない場合は、過去からの慣例で、出納帳のほかに、助成先団体内部の支出決議書等、支出の意思決定文書の添付を求めている。しかしながら、出納帳も支出決議書等も内部文書であり、領収証等の外部証憑が一切添付されないことになり、支出の事実に基づき助成額を決定するという助成額決定のルールに照らして、当該運用方法が適切であると言えるかが疑問である。

インターネットバンキングの入出金記録は、パソコンから容易に入手可能であることから、これを外部書類として添付してもらい、当該書類とのチェックを実施する必要があると考える。

事業費のチェック方法について（意見 23）

現在、領収証の写しの添付を可としており、大部分の助成先では、領収証の写しを添付している。領収証の不正使用（改ざんした結果をコピーするなどして添付）防止の観点から、原則領収証の原本を提出してもらい、やむをえない場合は、原本チェック後に返却する運用や、写しの提出を例外的に認めるなどの運用が望まれる。

解決の方向性

事業費のチェック方法について

インターネットバンキングの入出金記録に基づき支出額をチェックする。

事業費のチェック方法について

領収証の原本に基づき支出額をチェックする。

(4) 会計処理・開示、決算体制等に関する事項

会計処理の不備

賞与引当金未計上

現状の問題点（指摘4）

賞与引当金が計上されていない。

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）によれば、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上することが求められている。

財団の場合、賞与支給対象期間（12月～5月）のうち、当期に帰属（12月～3月の4か月分）する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。

【公益法人会計基準に関する実務指針（その2）】（平成20年10月7日改正 日本公認会計士協会）

1. 賞与引当金について

Q12：賞与引当金の計上について教えてください。

A：賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金をいう。

賞与は、一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。

< 算定方法 >

賞与引当金は、支給見込額を基に算定される。これは、過去の賞与の支給実績、法人業績の状況、労使間の協定内容、交渉状況、翌期の給与のベースアップ等を勘案して、翌期の賞与の支給見込額を算出し、そのうち当期に帰属する額を計上する方法である。

解決の方向性

賞与引当金を見積もり計上する。

決算書類の開示の不備

岩手県との取引について（関連当事者取引の注記）

現状の問題点（意見24）

「関連当事者取引」の注記には「期末現在、関連当事者との取引はない。」との記載があるが、公益法人会計基準（注解17）においては、関連当事者として「当該法人を支配する法人」が掲げられている。また、地方自治法第2条において「地方公共団体は、法人とする。」と定められている。一方で、公益法人会計基準の運用指針には、「地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公

益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解 17 に定める注記をすることが望ましいものとする。」との記載があり、財団に関しては、多額の出損金を支出している県が関連当事者に該当するものとする。

したがって、情報開示の点からは、公益法人会計基準（注解 17）に定めている注記事項を記載することが望まれる。

【公益法人会計基準】（改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会）

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(14) 関連当事者との取引の内容（注17）

(注17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合

(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

(3) 当該公益法人と関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

【公益法人会計基準の運用指針】（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）

6. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

当該公益法人を支配する法人

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、

ただちに支配法人とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解17に定める注記をすることが望ましいものとする。

【地方自治法】（最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

解決の方向性

公益法人会計基準（注解17）に定めている注記事項を記載する。

「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記について

現状の問題点（指摘5）

注記事項として記載が求められている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」に関して、財団は「期末現在、補助金等はない」との注記を記載している。ところが、収支計算書には「明るい長寿社会づくり推進事業補助金」として10,164,000円、「介護支援専門員研修補助金」として7,239,395円の受取補助金がある。当該注記の趣旨は、期中における補助金推移を表示することにより、情報公開の実行性を確保することを目的とするものと考えられる。こうした目的に鑑みれば、期末時点の補助金残高の有無にかかわらず、期中増減を表示することが必要である。

【公益法人会計基準】（改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会）

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

解決の方向性

補助金の増減内訳を表示する。

附属明細書未作成

現状の問題点（指摘6）

附属明細書が作成されていない。

財団の見解によると、附属明細書の内容は、注記に含められているとのことだが、附属明細書である「引当金の明細」は注記には記載がない。仮に、注記に記載することで附属明細書への記載を省略する場合であっても、附属明細書を作成したうえで、注記に記載している旨の記載をする必要がある。

【公益法人会計基準（改正平成 21 年 10 月 16 日 内閣府公益認定等委員会）

第 6 附属明細書

1 附属明細書の内容

附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとする。

2 附属明細書の構成

附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(1) 基本財産及び特定資産の明細

(2) 引当金の明細

なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。

解決の方向性

附属明細書を作成して開示する。

決算体制の整備

現状の問題点（意見 25）

公益認定基準のひとつである経理的基礎の要素の一つに情報開示の適正性があり、経理事務精通者が適切に関与すること等により法人の情報開示が適切に行われていることが求められている。

この点に関し、財団では、注記事項について決算理事会後に修正箇所が判明したが、修正は行われていない。要修正事項は、注記事項に関するものであったことから、決算書そのものではなかったこと、決算数値には影響がなかったためとのことであった。原因は公益移行後初めての決算であったことで業務が煩雑になったため、要修正事項が判明したのが、決算理事会後であったためとのことである。注記事項は決算書と一体であり、本来であれば、要修正事項を修正したものを再び理事会に諮り承認を経ることが必要である。一方で、公益移行後初めての決算であり、予め決算体制を整備することで十分回避できたであろうとも考えられる。確かに、限りある人的・経済的資源の範囲内において、時間的にも非常に厳しい中での決算作業であったことは想像しうるところではあるが、公益認定を受けた以上、決算書を適切に公表する責務に鑑みれば、十分な決算体制を確保し適切な決算書を開示すべきことは至極当然の課題と言えよう。今後は、想定内・想定外の事象にかかわらず、時間的・人的にも余裕を持った決算体制を整備し、期限内に適切な決算書を作成する必要があることに十分留意願いたい。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（最終改正：平成二四年八月一日法律第五三号）
第 5 条第 2 号 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

解決の方向性

決算書の作成タイミングに留意し、決算体制のより一層の整備を図る。

4 介護給付適正化について

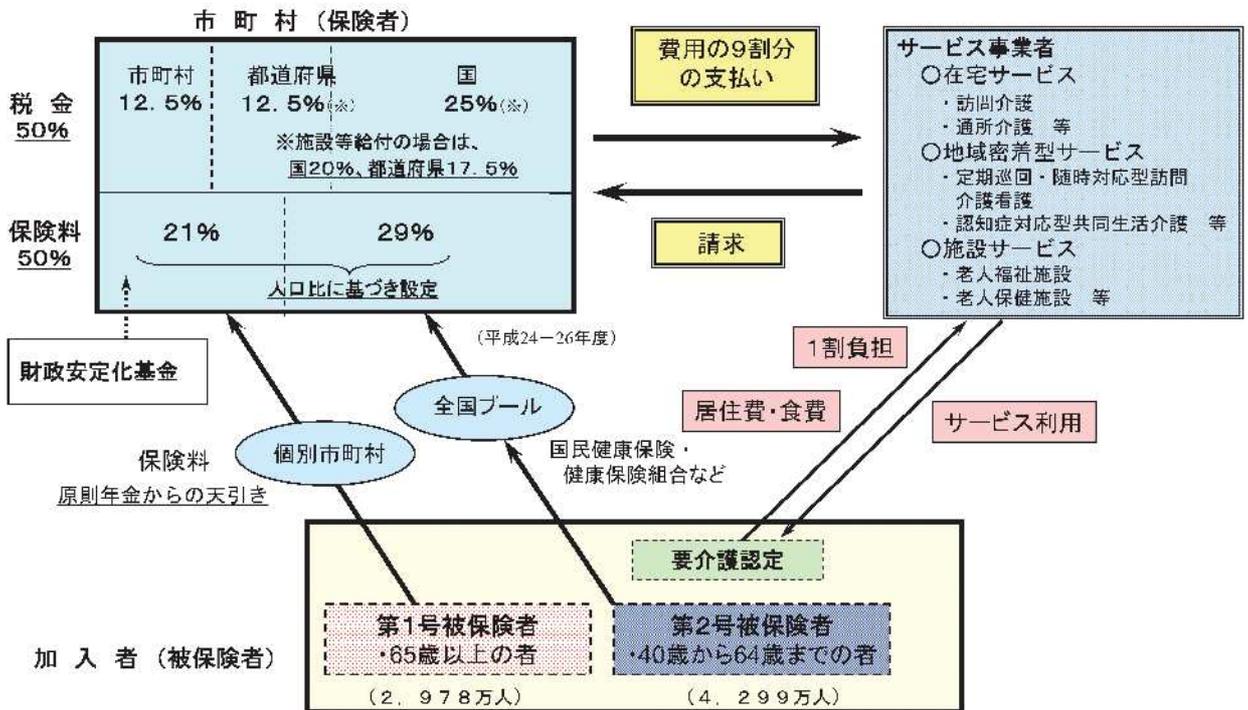
(1) 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、市町村が保険者となり、要介護者等に介護サービスを提供する制度である。

介護保険給付額（介護サービス提供するためにかかる費用）のうち、介護サービスの利用者が1割を自己負担し、残る9割のうち50%を介護保険料で、50%を国、都道府県及び市町村の公費（税金）でまかなっている。

県の負担は、施設利用に係る給付については17.5%、それ以外については12.5%となっている。

介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成23年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成23年度末現在の数である。
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成23年度内の月平均値である。

(2) 県の介護保険給付額

介護保険給付額の推移

岩手県内の介護保険給付額の推移は以下の通りであり、年々増加傾向にある。

(単位：億円)

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
居宅サービス	388	415	418	463
地域密着型サービス	59	70	80	104
施設サービス	375	386	394	398
その他	56	61	63	69
合計	878	932	957	1,034

平成 23 年度の合計額には概算請求分 168,064 千円含む。

県の負担額

平成 24 年度の介護保険給付額のうち、県の負担額は以下の通りである。

(単位：億円)

サービス区分	給付額	県負担率	県負担額
居宅サービス	463	12.5%(17.5%)	59
地域密着型サービス	104	12.5%	13
施設サービス	398	17.5%	70
その他	69	12.5%	10
合計	1,034		152

居宅サービスのうち、特定施設については県負担率は 17.5%である。

(3) 県の介護保険給付適正化に関する取組状況

県は、「岩手県第 2 期介護給付適正化支援計画」(平成 23 年度～平成 26 年度)(以下、「支援計画」という。)に基づき、「介護サービスを必要とする人へ適切に介護サービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対するいっそうの信頼感の醸成や介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することを通じて、・・・(中略)・・・介護給付適正化に積極的かつ計画的に取り組むこと」を目的としている。第 2 期支援計画は、第 1 期計画を踏襲する形で計画されている。

一方、厚生労働省では、第 2 期を迎えるにあたり、「介護給付適正化推進運動」のなかで、以下の具体的な取組方法を示しており、県が介護保険施設等の指導監査を実施するに当たり、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の「介護給付適正化システム」を活用し、効率的効果的に指導監査を実施することを推奨している。

(2) 不正請求、不適切な請求への対応

不正請求や事業所の取消事例が増加していること等を踏まえ、適切な介護給付を行うため、サービス提供事業者等の保険給付について調査（照会）等を行うこととする。

実施に当たっては、都道府県と保険者が適宜連携を図っていただきたい。

優先的に調査等を行う事業所の選定基準

以下の選定基準に沿った対応をしていただきたい。

国保連合会の適正化システムより特異的な傾向を示している事業所に対する調査(照会)
【保険者、都道府県】

国保連合会の適正化システムを活用して、以下の特異的な傾向を示している事業所等を優先して、その給付内容について調査（照会）を行っていただきたい。

市町村には保険者の権限として、保険給付に関する文書提出等を求める権限（法第23条）が与えられており、都道府県に任せるのではなく、自ら積極的な取組をお願いしたい。

支援事業所別認定者の要介護度の変化

各支援事業所単位の要介護度の改善状況の把握ができる。

ケアマネジャー1人あたり作成ケアプラン

支援事業所単位のケアマネジャー1人あたり平均ケアプラン作成件数の把握ができる。

支援事業所別支給限度額割合

支援事業所単位で、支給限度額に対して、どのくらいのサービス量のケアプランを作成しているかを把握できる。

支援事業所とサービス事業所との同一法人割合（単位数）

各支援事業所が同一法人のサービスをどのくらい組み込んでいるか把握できる。

訪問介護事業所別ヘルパー1人あたりのサービス提供時間

ヘルパー1人あたりのサービス時間が極端に長い場合は、給付費の請求誤りの疑いがあったり、サービス運用体制に問題があるケースがある。

事業所別定員に対する利用割合

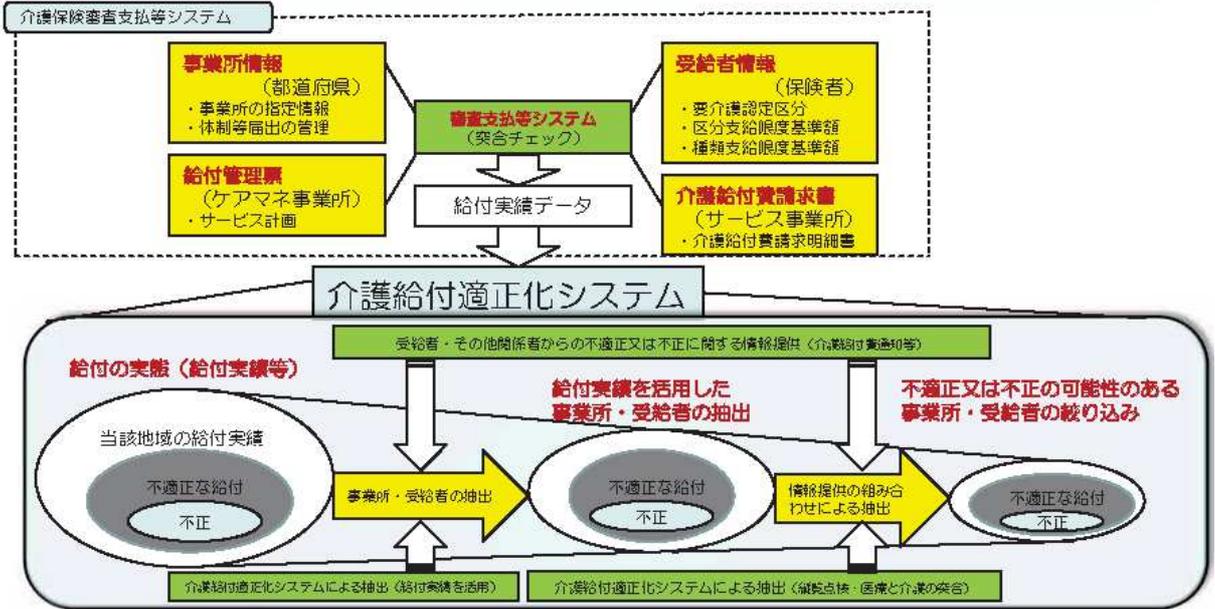
ショートステイ、グループホーム、入所施設等に定員数に対する利用者割合の把握

介護給付適正化システムの概要は以下の通りである。

はじめに

介護給付適正化システムは、介護サービス事業所等の不適正又は不正請求を発見し是正するだけでなく、受給者へサービス給付実績を提供し介護保険制度への理解の向上や介護サービス事業所に対して正しい請求を促すことを目的に構築されたシステムである。

(注)
介護給付適正化システムでは、事業所が国保連合会へ請求した内容に基づいて情報を作成する。そのため、例えば、無資格者がサービスを実施しているというような“実態”と“請求内容”の乖離はわからない。



国保連介護給付適正化システムから提供される情報について

- 1 給付実績を活用した情報提供 実地指導が必要な事業所等の抽出
受給者、事業所、ケアマネごとの情報を分析することにより、さまざまな傾向について把握が可能
(例) ・要介護認定(更新/区分変更)状況 要介護度が改善しているか否か
・支援事業所とサービス事業所の関係 支援事業所が受給者の意向を考慮せずにサービス事業所を決めているのではないか
- 2 医療情報との突合・縦覧点検 過誤請求及び不当請求等の過誤調整に直結する情報
 - (1) 医療情報との突合
国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより確認が可能
 - ・医療保険と介護保険の両制度の給付が重複する請求明細書の確認
 - ・医療保険と介護保険の間で同時には成立しない不適正な給付の確認
 - (2) 縦覧点検
 - ・同一受給者の請求明細書を複数月にわたって並べて点検
 - ・同一受給者の同一月内の複数のサービス・事業所の請求明細書を並べて点検等
(医療では「横覧点検」と呼ぶので注意が必要)
- 3 介護給付費通知 受給者自身が給付額について認識を深めるための情報
* 実際受けたサービスと通知が異なる場合には不正請求の発見につながる情報

(4)現状の問題点

介護給付適正化事業の実施状況について（意見 26）

「第1期介護給付適正化計画」(平成20年度～平成22年度)及び第2期支援計画における、県の具体的な取組内容（主要事業）とその実施状況（全保険者数に占める事業実施保険者数の割合）は以下の通りである。

主要事業名	実施状況		
	全国平均 (平成22年度)	県(第1期) (平成22年度)	県(第2期) (平成23年度)
認定調査委託分状況チェック	58%	67%	62%
ケアプラン点検	65%	46%	46%
住宅改修・福祉用具実態調査	84%	75%	58%
介護給付費通知	68%	42%	42%
医療情報との突合	65%	38%	13%
総覧点検	75%	50%	29%

(注) 事業の概要は以下の通りである。

- ・認定調査委託分状況チェック: サービス内容の適正性のチェック
- ・ケアプラン点検 : 介護支援専門員の質向上のための取組
- ・住宅改修 : 専門職員による自宅訪問調査
- ・福祉用具実態調査 : 貸与品等の適切性のチェック
- ・介護給付費通知 : 国保連の給付実績を基にサービス内容を利用者に通知
- ・医療情報との突合 : 医療情報と介護情報の突合(重複サービス等の有無チェック)
- ・総覧点検 : 複数月の請求明細書の比較分析等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、平成22年度及び平成23年度中に実施できなかった事業があったとはいえ、多くの事業において、全国平均に比して県の実施率は低くなっている。

県は、第2期支援計画において、上表の6事業を全ての保険者が実施することを目標としている。当該事業は、保険者である市町村が地域の実情に応じて最も効果的と判断する手法を選択して実施していくことが重要であり、各保険者が主体的に取り組むことが基本ではあるものの、実施率上昇のために、県として保険者の支援を一層強化することが望まれる。

国保連の介護給付適正化システムの活用（意見 27）

県では国保連から介護給付費適正化システムの関連データを入手しておらず、介護給付適正化の取組のための活用が行われていない。

県は、介護保険法に基づき、介護保険施設等の指導及び監査を実施している。

「介護保険施設等監査実施要綱」第3条によれば、監査対象となるサービス事業者等選定時の確認事項のひとつとして、「介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者の有無」を確認することとなっているが、確認していない。

また、「介護保険施設等指導実施要綱」においては、「介護給付適正化システム」の情報を

利用することにすらなっていなかった。

効率的かつ効果的な指導及び監査を実施するためにも、「介護給付適正化システム」の情報を活用することが望まれる。

(5) 解決の方向性

介護給付適正化事業の実施状況について

保険者への情報提供や研修の開催、その他直接支援を実施する。

その際は、実際に効果の見込まれる事業を中心に支援することも考慮する（下表参照）。

主要事業名	全国の実施状況（平成 22 年度）		
	実施保険者数 A	過誤申立数 B （報酬の自主返還数）	有効率
ケアプラン点検	1,021	133	13.0%
住宅改修	1,206	11	0.9%
福祉用具購入貸与調査	921	91	9.9%
介護給付費通知	1,080	24	2.2%
医療情報との突合	1,027	406	39.5%
総覧点検	1,184	559	47.2%
適正化システム	640	84	13.1%

国保連の介護給付適正化システムの活用について

「介護保険施設等監査実施要綱」に従い、「介護給付適正化システム」の情報を有効に活用し、県が実施する監査に反映させる。

「介護保険施設等指導実施要綱」に「介護給付適正化システム」の情報を有効に活用することを指導対象の選定基準に加え、県が実施する指導に反映させる。

5 指導監査等について

(1) 県の指導監査等の概要

県では、介護保険法に基づく介護保険等施設の実地指導・指導監査及び、社会福祉法に基づく社会福祉法人の指導監査を実施している（以下、とを合わせて指す場合は「監査等」という。）。いずれの監査等も、以下の流れで実施されるが、とでは、監査の目的が異なるため、それぞれ、監査対象団体や監査領域は異なっている。

（監査等の流れ）

- ・ 監査等対象施設等への事前提出書類の依頼
- ・ 事前提出書類の読み込み・チェック
- ・ 実地監査等（半日～1日程度）
- ・ 監査結果報告書の作成、事実確認作業
- ・ 施設への報告書の提出、改善策の提出依頼
- ・ 改善策のチェック
- ・ 次年度以降に改善状況の確認

介護保険法に基づく実地指導・指導監査の概要

介護保険法の規定に基づき、介護保険法に定める介護保険サービス事業者及び介護保険施設（以下、「事業者等」という。）が、法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているかを明らかにし、当該事業者等の適正かつ円滑な事業運営を確保することで、介護サービスの質の向上、介護予防の推進、危機管理体制の充実を目的として実地指導又は指導監査を実施している。

県は、「介護保険施設等指導実施要綱」及び「介護保険施設等指導実施要領」に基づき、保健福祉部長寿社会課の指示のもと、県内各広域振興局の職員が実地指導又は指導監査の対応にあっている。ここで、実地指導とは全施設共通にチェックすべき項目を実地で確認し、不備がある場合は指導・是正を求める行為である。一方、指導監査は、実地指導等において特定の案件について格別に重点的にチェックする必要性が生じた場合に実施する行為である。

県内の施設種類ごとの施設数は以下の通りであるが、限りある監査要員で全ての施設を1年間で実地指導することは困難であるため、ローテーションで年度の実地指導対象施設を決定している。施設系事業所は2～3年に1回、居宅系事業所は3～4年に1回程度対象とするほか、保険者からの情報提供や苦情先、新規事業所は実地指導対象としており、機械的なローテーションのみならず、対象施設の状況を個別に勘案した選定方法となっている。一方で、指導監査対象の選定にあたって、国保連の介護給付適正化システムを利用していないことについては P56 に記載のとおりである。

平成 24 年度は、6 月から翌年 2 月にかけて 255 施設に対して実地指導を、55 施設に対して指導監査を実施している。

(施設種類ごとの事業者数)

施設種類	事業者数
居宅サービス事業	3,326
居宅介護支援事業	408
介護保険施設	216
介護予防サービス事業	3,517
介護予防支援事業	52
地域密着型サービス事業(地域密着型特養を除く)	290

(注)介護保険施設のうち、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームは、国及び地方自治体のほかは、社会福祉法人のみが運営主体となることができるが、それ以外の施設は、医療法人や NPO 法人や株式会社等民間団体も運営主体となることができる。

(被監査先が事前に県に提出する書類)

書類名と項目	書類の概要
実地指導事前提出調書	施設の以下の概要や実態を記載した資料 1. 職員に関する調べ 2. 職員研修の状況 3. 苦情処理の状況 4. 事故発生時の対応等 5. 介護報酬の請求状況等
監査調書兼自主点検表	施設が監査項目を自己チェックした結果表。基本、Yes or No で答えるチェックリストである。これを基に、県が実地指導を実施し、施設の自己チェック結果の適切性を確認するための資料である。

(主な実地指導項目)

<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導 利用者の生活実態の確認(虐待や身体拘束の有無把握) サービスの質に関する確認 ・報酬請求指導

社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された法人である。

社会福祉施設の利用者は、介護や人権の保護が必要な高齢者のみならず、養護に欠ける児童、障がい者などで、施設の運営には公的助成が講じられており、社会福祉法人は極めて公共性の

高い組織である。このため、適正な法人運営と円滑な施設経営を確保するため、社会福祉法や社会福祉関係法令などに基づき、利用者処遇、運営管理、会計処理等について、社会福祉法の規定に基づき法人の所轄庁である県知事の権限により指導監査を実施している。

県は、「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」及び「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要領」並びに「社会福祉法人及び社会福祉施設に係る指導監査実施方針」に基づき、平成 24 年度までは、保健福祉部地域福祉課と県南広域振興局の職員が指導監査の対応にあっていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い、社会福祉法が一部改正され、市の区域内で社会福祉事業を行う社会福祉法人の所轄庁は、平成 25 年 4 月 1 日から当該市となったことから、地域福祉課に社会福祉法人の指導監査を一元化している。

県内の社会福祉法人数は以下の通りであるが、限りある監査要員で一年で全ての施設を指導監査することは困難であるため、ローテーションで年度の指導監査対象施設を決定していること、決定にあたっての考慮事項は、介護保険法に基づく指導監査と同様である。

平成 24 年度は、257 法人中 136 法人に対して指導監査を実施し、115 法人に対して是正改善を指導している。

（施設種類ごとの事業者数）

施設種類	事業者数
高齢者福祉	114
児童福祉	121
障がい者福祉	83
その他	47

（注）合計が 257 に一致しないのは、一法人で複数の福祉事業を実施している法人があるためである。

（事前提出書類）

書類名と項目	書類の概要
社会福祉法人指導監査資料	<p>社会福祉法人の以下の概要や実態を記載した資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の概要 2. 役員等の状況（理事会、評議員会の状況） 3. 理事会、評議員会の開催状況 4. 監査の状況 5. 資産（土地・建物）等の状況 6. 借入金の状況 7. 本部経理区分における施設経理区分からの借入状況 8. 施設経理区分から本部経理区分への繰入状況 9. 寄附金の状況 10. 工事の実施状況及び高額物品の購入状況

書類名と項目	書類の概要
	11.その他
社会福祉法人運営自主点検表	施設が監査項目を自己チェックした結果表。基本、Yes or No で答えるチェックリストである。これを基に、県が指導監査を実施し、施設の自己チェック結果の適切性を確認するための資料である。

(主な指導監査項目)

- ・定款に必要事項が定められているか。
- ・役員の任期は明確か。欠員は生じていないか。
- ・理事や監事は適格要件は満たしているか。
- ・理事会・評議員会が有効に成立し、必要な議事がなされているか。
- ・社会福祉事業、公益事業、収益事業が明確に区分されているか。公益事業や収益事業は社会福祉事業の妨げになっていないか。
- ・人事管理、資産管理、会計管理は適切に実施されているか。

(2)現状の問題点(意見 28)

監査体制の一層の整備

現在の県における監査等の実施体制は上述(1)のとおりである。

必ずしも、現状の監査等の実施状況に何らかの不備や不具合が存在するわけではないが、一方で、現在の実施体制が必ずしも十分であるとはいえないと考える。

限りある人員で、100～200を超える団体の監査等を実施することは、単純計算で、2～3日に一箇所は監査等を実施していることになる。実施指導や実地監査のみであればまだしも、事前準備や事後の報告書作成、フォローアップに要する時間もあるため、相当程度の事務負担になっていることは容易に想像することができる。県は、監査等業務を効率的・効果的に実施するため、また、事務負担の軽減のために、チェックリストを用いて、事前に被監査施設等に自己チェックを実施させた上で実地監査等を実施することとしている。このこと自体は、県の狙いを達成するための手法として考えうる一手法であり、問題があるものではない。

監査等業務は、高度に専門的な知識や経験を必要とする専門職であり、人事異動が頻繁にある公的組織では、内部監査制度が定着しがたいとの一般論がある。県においても同様であり、必ずしも監査職員が専門職員として当該部署で知識と経験を十分に蓄えるだけの時間が確保されたうえで、監査等業務に従事しているとはいえないのが現状である。

そのため、ややもすると、監査等業務が、監査対象団体等を十分に理解することなく、ただチェックリストを埋めるだけの、あるいは自己チェックの結果を必ずしも深掘りしない、形式的な監査等に終始してしまうおそれがある。

現状、上記監査等に従事する職員の知識や経験を向上するための教育は、当該監査等の実施部署である長寿社会課や地域福祉課に委ねられている。保健福祉に関連する団体等の監査等である以上、職員の監査スキルの向上に対しては、当該部課で監査等の経験を積みながら、教育するほかないのであるが、一方で、限られた職員数のなかで、当該監査職員の教育を特定の課

における業務経験のみに委ねる県の現行体勢には疑問がある。

監査等に従事する職員については、研修等の実施による個々のスキルアップや後進の育成について、全庁的な視点で、環境整備を進めていくことが不可欠であると考える。

(3) 解決の方向性

監査体制の一層の整備について

現在、県の最重要課題は「復興」であることは言うまでもないところである。「復興」なくして県全体として前に進むことはできないため、今現在は、職員が「復興」に向けて一丸となるべきであるが、「復興」後を見据え、監査業務従事職員を育成できる環境の充実が図れるよう、今のうちから、目的を達成するために不足していることを整理しておく必要がある。